

平成 3 1 年度
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

平成 3 0 年 6 月
京都府生活交通対策地域協議会



地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱
第7条及び第21条に係る記載事項

平成30年6月 日
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
平成31年度地域間幹線系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>モータリゼーションの進展や人口減少等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。</p> <p>特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和束町域において、支援することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し、輸送人員を基準年度と比較し1%増加させるとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。</p>
(2) 事業の効果
<p>地域間幹線系統を確保・維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送る事ができる。</p> <p>また、公共交通を確保・維持し整備することにより地域外からの観光客の利用も見込める。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none">・貨客混載の実施検討・保育園・小学校・中学校での出前授業の実施・老人会等でのバスの乗り方教室の実施・地域の活性化が図られる取組の実施 <p>※詳細は「10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」のとおり。</p>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

**9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】**

表4のとおり

**10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】**

当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、地域を訪れる観光客や来訪者、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保・維持する必要がある。

なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に別添のとおり取組を実施し、輸送人員を基準年度と比較し1%増加させ、交通弱者の利用増により運送収入を0.5%増加させることで収支改善を図る。

11. 外客来訪促進計画との整合性
<p>該当なし</p>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<p>該当なし</p>
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。</p>
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。</p>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>表7のとおり</p>
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>該当なし</p>

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年5月23日(水)、28日(月)、29日(火)
地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催
(生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議)

平成30年6月20日(水)
京都府生活交通対策地域協議会を開催
(地域間幹線系統確保維持計画について協議)

18. 利用者等の意見の反映状況

以下の団体にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ・和束茶源郷ガイドの会 平成30年6月8日(金) 13:30~14:30
- ・舞鶴市老人クラブ連合会 平成30年6月12日(火) 10:00~11:15

【主な意見】

当該系統は沿線住民の通学・通勤・通院・買物等の日常生活や、地域を訪れる観光客にとって欠かせない移動手段であるため、今後も当該系統を確保・維持することが必要。

バス利用者の多くが鉄道や他のバス等へ乗り継いでいるが、必ずしも接続が確保されているわけではなく、乗り継ぎの不便さがバスの利用が伸び悩んでいる一因だと考えている。

バス事業者においては、引き続き鉄道や他のバス等との接続の改善及びより一層の周知に努めてほしい。

19. 協議会メンバーの構成員

- ・京都府建設交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・京都府市長会 経済部会長
- ・京都府町村会 行財政部会長
- ・広域行政圏の協議会会長等
- ・京都府広域振興局長
- ・一般社団法人 京都府バス協会会長

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱 第7条及び第21条に係る記載事項【別添】

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

①貨客混載の実施検討

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：当該補助金の対象となっている全24系統において、貨物事業者との連携や郵便物、農産物等を旅客と共に輸送することについて、関係者とともに検討する。

②保育園・小学校・中学校での出前授業の検討・開催

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校等と連携し公共交通の必要性や乗り方について授業を行い、公共交通を通じ自分達の住んでいる地域の歴史、環境問題、乗車マナー、バリアフリー等を考えることで、子供達が公共交通の大切さに気づくきっかけを創出する。

③老人会等でのバスの乗り方教室の検討・開催

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：敬老会や自治会等において高齢者を対象としたバスの乗り方教室にて、交通系ICカードの使い方やスロープ等を体験していただき、バスを利用する際の不安を払拭するとともに、各自治体の実施している運転免許証自主返納支援事業や敬老乗車券事業を紹介し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

④地域の活性化が図られる取組の実施

(1) 路線バスを活用したツアーやハイキングコースの開拓

事業者：①奈良交通、②京阪京都交通、③西日本ジェイアールバス、④丹後海陸交通

対象系統：①和束木津線、②神吉線、原・神吉線、③高雄・京北線、④全系統

実施主体：事業者、木津川市、和束町、京都市、亀岡市、南丹市、福知山市、宮津市、
京丹後市、伊根町、与謝野町

取組内容：旅行会社や地域おこし協力隊、各市町が地域の方に取材等を行い、地域の魅力が伝わるツアーやハイキングコース等のプランを記載したマップやチラシを作成し、各市町及び隣接市町にて広報を行う。

(2) 宿泊施設や商業施設、飲食店等との連携

事業者：①西日本ジェイアールバス、②京都交通、③丹後海陸交通

対象系統：①高雄・京北線、②高浜線、大江線、③全系統

実施主体：事業者、京都市、舞鶴市、高浜町、福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、
与謝野町

取組内容：バスを利用して来店された方の特典（割引や粗品のプレゼント等）を設け、バスでの来店を促す。

(3) 地域のイベント広報と合わせたバスの活用周知

事業者：①京阪京都交通、②京都交通、③丹後海陸交通

対象系統：①神吉線、原・神吉線、②高浜線、大江線、夜久野線、③全系統

実施主体：事業者、京都市、亀岡市、南丹市、舞鶴市、高浜町、福知山市、宮津市、
京丹後市、伊根町、与謝野町

取組内容：保育園や学校の行事（絵画展、運動会、フィールドワーク等）や地域の催事をお知らせする際に、イベント開催場所の最寄りバス停を経由する系統のみで利用できるお試し乗車券を添付し、バスでの来場を促す。

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和東木津線	7,463.5	
		小計	7,463	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	12,235.0	
		(3) 神吉線1	2,298.0	
		(4) 原・神吉線1	3,325.5	
		小計	17,858	
	西日本JRバス株式会社	(5) 園福線(松山～園部)	7,123.0	
		(6) 園福線(福知山～松山)	6,358.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	4,901.0	
		小計	18,382	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,094.0	
		(9) 大江線1	2,669.5	
		(10) 福知山線1	3,323.0	
		(11) 夜久野線1	2,173.0	
		小計	9,259	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	7,720.0	
		(13) 蒲入線	9,301.5	
		(14) 経ヶ岬線2	7,449.0	
		(15) 与謝線2	2,766.5	
		(16) 峰山線3	1,997.5	
		(17) 間人線	2,527.5	
		(18) 海岸線2	7,801.0	
		(19) 間人循環線	8,497.0	
		(20) 病院線2	3,988.0	
(21) 延利線		2,515.5		
(22) 久美浜線		5,225.5		
(23) 福知山線3		6,336.0		
(24) 丹後峰山線		5,314.5		
小計	71,439			
合 計			124,401	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する
2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和束木津線	7,481.5	
		小計	7,481	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	12,275.0	
		(3) 神吉線1	2,304.0	
		(4) 原・神吉線1	3,334.0	
		小計	17,913	
	西日本JRバス株式会社	(5) 園福線(松山～園部)	7,142.5	
		(6) 園福線(福知山～松山)	6,376.0	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	4,914.5	
		小計	18,433	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,096.0	
		(9) 大江線1	2,671.0	
		(10) 福知山線1	3,368.5	
		(11) 夜久野線1	2,178.0	
		小計	9,313	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	7,846.0	
		(13) 蒲入線	9,327.0	
		(14) 経ヶ岬線2	7,469.5	
		(15) 与謝線2	2,772.5	
		(16) 峰山線3	2,003.0	
		(17) 間人線	2,578.5	
		(18) 海岸線2	7,812.5	
		(19) 間人循環線	8,520.0	
		(20) 病院線2	3,997.5	
(21) 延利線		2,522.5		
(22) 久美浜線		5,231.0		
(23) 福知山線3		6,340.0		
(24) 丹後峰山線	5,329.0			
小計	71,749			
合 計			124,889	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。
2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

33年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府	奈良交通 株式会社	(1) 和束木津線	7,465.0	
		小計	7,465	
	京阪京都交通 株式会社	(2) 八田線1	12,253.0	
		(3) 神吉線1	2,298.0	
		(4) 原・神吉線1	3,325.5	
		小計	17,876	
	西日本JRバス 株式会社	(5) 園福線(松山～園部)	7,123.0	
		(6) 園福線(福知山～松山)	6,358.5	
		(7) 高雄・京北線(京都～周山)	4,901.0	
		小計	18,382	
	京都交通 株式会社	(8) 高浜線1	1,094.0	
		(9) 大江線1	2,669.5	
		(10) 福知山線1	3,323.0	
		(11) 夜久野線1	2,173.0	
		小計	9,259	
	丹後海陸交通 株式会社	(12) 伊根線	7,720.0	
		(13) 蒲入線	9,301.5	
		(14) 経ヶ岬線2	7,449.0	
		(15) 与謝線2	2,766.5	
		(16) 峰山線3	1,997.5	
		(17) 間人線	2,527.5	
		(18) 海岸線2	7,801.0	
		(19) 間人循環線	8,497.0	
		(20) 病院線2	3,988.0	
(21) 延利線		2,515.5		
(22) 久美浜線		5,225.5		
(23) 福知山線3		6,336.0		
(24) 丹後峰山線		5,314.5		
小計	71,439			
合 計			124,421	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。
2. 「協働特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

31年度

事業者名 奈良交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	業 務 概 要			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,637,919千円	75,262千円	8,713,181千円	10,009,644千円
	9,938,055千円	81,549千円		
	営業費用	営業外損益	経常損益	経常収支率
	△1,290,176千円	△6,287千円	△1,296,463千円	87.04%
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(ハ)	19,753,201.7			

基準期間の前年度の 損益状況	業 務 概 要			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,656,970千円	72,897千円	8,629,867千円	9,861,967千円
	9,792,909千円	69,958千円		
	営業費用	営業外損益	経常損益	経常収支率
	△1,235,939千円	3,939千円	△1,232,000千円	87.50%
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ)	19,516,190.9			

基準期間の前々年度の 損益状況	業 務 概 要			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	8,377,347千円	74,049千円	8,451,396千円	9,420,030千円
	9,349,778千円	76,252千円		
	営業費用	営業外損益	経常損益	経常収支率
	△966,431千円	△2,208千円	△968,634千円	89.71%
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(ハ)	19,300,723.4			

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける営業走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ+ハ+イ=a	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'+ハ'+イ'=b	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ+ハ+イ=c
京阪神	488円.06銭	505円.34銭	506円.73銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり標準費用 ニとホのいずれか少ない 値	キロ当たり経常収益 イ+ハ+イ'
京阪神	500円.04銭	469円.21銭	469円.21銭	441円.10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特種措置	運行系統	計画運行回数 (回)	計画平均乗車密度 ①×②×③	系統キロ程 チ	地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程 オ+チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ス	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との競 合率 ル/チ	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗 入部分及び他路線と の競合部分以外のキ ロ程の比率 (チ-リ+ス+ル)/ チ=ロフ
京阪神	第1号		和東木池 加茂駅 和東河原 小杉	365日	4,703回 (12.9)	16.1 km	16.1 km	16.1 km	16.1 km	16.1 km	16.1 km	100%	0%
合計		1系統				16.1 km	16.1 km	16.1 km	16.1 km	16.1 km	16.1 km	100%	0%

補助ブロック名	申請番号	特種措置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チ-リ+ス) +チ=ロフ	計画営業走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の負担額 ヘ×ワ以下の額:カ (ロ+ロ'+ロ'')/ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			補助対象系統の 経常収益の先込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーゴ=ク	補助対象経常 費用の額 カ×9/20=レ	ク又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ン	
						経常収益	営業走行キロ	補助対象系統 の営業走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	営業走行キロ	補助対象系 統の営業走行 キロ当たり 経常収益	経常収益	営業走行キロ	補助対象系 統の営業走行 キロ当たり 経常収益					
京阪神	第1号		%	152,000.1 km	71,319,966円	165円.82銭	26,576,819円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570円	152,467.0 km	163円.56銭	24,132,074円	152,096.7 km	158円.66銭	25,204,657円	46,116,309円	32,093,984円	32,093,984円
合計				152,000.1 km	71,319,966円	165円.82銭	26,576,819円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570円	152,467.0 km	163円.56銭	24,132,074円	152,096.7 km	158円.66銭	25,204,657円	46,116,309円	32,093,984円	32,093,984円

補助ブロック名	申請番号	特種措置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チ-リ+ス) +チ=ロフ	計画平均乗車密度 が5人 未満の場合	補助対象経 常費用	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から国家補 助額を控除した額	ワの負担者とその負担割合								
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の実 際の負担
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	第1号		%	32,093,984円	14,927円	7,463.5円	50,801,473円	43,337,973円	7,463,000円	17.2%	33,765,255円	77.9%	0円	0.0%	2,109,708円	4.9%	
合計				32,093,984円	14,927円	7,463.5円	50,801,473円	43,337,973円	7,463,000円	17.2%	33,765,255円	77.9%	0円	0.0%	2,109,708円	4.9%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 奈良交通株式会社

32年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) ¹⁾ の損益状況	業 合 合 業			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用
	8,637,919千円	9,329,095千円	76,262千円	81,549千円
	△1,290,176千円	△6,287千円		
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 19,753,201.7			
	経常収益(イ)		8,629,867千円	
	経常費用(ロ)		10,009,644千円	
	経常損益		△1,296,463千円	
	経常収支率		87.04%	

基準期間の前年度の 損益状況	業 合 合 業			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用
	8,556,970千円	9,792,909千円	72,697千円	69,059千円
	△1,235,939千円	3,839千円		
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km 19,615,190.9			
	経常収益(イ)		8,451,396千円	
	経常費用(ロ)		9,561,967千円	
	経常損益		△1,232,100千円	
	経常収支率		87.50%	

基準期間の前々年度の 損益状況	業 合 合 業			
	営業収益	営業費用	営業外収益	営業外費用
	8,377,347千円	9,343,778千円	74,049千円	76,252千円
	△956,431千円	△2,203千円		
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 19,300,723.4			
	経常収益(イ)		8,451,396千円	
	経常費用(ロ)		9,429,030千円	
	経常損益		△968,634千円	
	経常収支率		89.71%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ①×ハ/③ニ	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ×ハ/③ニ	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ①×ハ/③ニ
京阪神	488円.06銭	505円.34銭	508円.73銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれも少ない 値	キロ当たり経常収益 イ+ハ/ロト
京阪神	500円.04銭	469円.31銭	469円.31銭	441円.10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行 日数 ①×②/③ニ	計画平均 乗車 密度 ④×⑤/⑥ニ	計画乗車 総量 ①×④×⑤ ⑥ニ	系統キロ程 チ	地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程 キ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 部運賃外乗入 部分のキロ程 ス	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線との競 合率 ル+チ	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック部運賃外乗 入部分及び他路線と の競合部分以外のキ ロ程の比率 (チ+リ+ス+ル) +チ=ロ				
			運行系統名	起点	主な 経由地												終点			
京阪神	第1号		和東木津	加茂駅	和東河原	小杉	366日	4,722.4 (12.9)	4	3.3	32.2人	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	往 km (平均) 復 km (平均)	%	%	
合計			1系統																	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外 乗入部分及び同一 補助ブロック部運 賃外乗入部分以外 のキロ程の比率 (チ+リ+ス) +チ=ロ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (①+②/③ニ)	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カー=ロ-ク	補助対象経常 費用の カ×9/20=レ	ク又はレのうちい ずれも少ないほう の値 ソ					
						基準期間の前々年度					基準期間の前年度									基準期間				
						経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益					実車走行キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益			
京阪神	第1号		%	152,370.4 km	71,493,715 円	168円.82銭	26,576,819 円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570 円	152,467.0 km	163円.96銭	24,132,074 円	152,096.7 km	158円.66銭	25,260,060 円	46,227,655 円	32,172,171 円	32,172,171 円					
合計				152,370.4 km	71,493,715 円	168円.82銭	26,576,819 円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,570 円	152,467.0 km	163円.96銭	24,132,074 円	152,096.7 km	158円.66銭	25,260,060 円	46,227,655 円	32,172,171 円	32,172,171 円					

補助ブロック名	申請番号	特別措置	①×②/③ニ ④×⑤/⑥ニ	①×④×⑤ ⑥ニ	計画平均 乗車 密度 ④×⑤/⑥ニ	補助対象経 常費用 ナ	計画 乗車 総量 ①×④×⑤ ⑥ニ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国家補 助金を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体 的記載	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
京阪神	第1号		32,172,171 円	14,063,800 円	14,063 人	7,481.5 人	59,925,234 円	43,443,734 円	7,481,000 円	17.2 %	0 円	0 %	0 円	0 %	35,962,734 円	82.8 %			
合計			32,172,171 円	14,063,800 円	14,063 人	7,481 人	59,925,234 円	43,443,734 円	7,481,000 円	17.2 %	0 円	0 %	0 円	0 %	35,962,734 円	82.8 %			

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

33年度

事業者名 奈良交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	業 務			
	業 務 収 益	業 務 外 収 益	業 務 外 費 用	経 常 収 益 (イ)
	8,637,919 千円	75,262 千円	8,713,181 千円	8,713,181 千円
	9,928,095 千円	81,549 千円	10,009,644 千円	10,009,644 千円
	△ 1,290,176 千円	△ 6,287 千円	△ 1,296,463 千円	△ 1,296,463 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	19,753,201.7			経常収支率 87.04 %

基準期間の前年度の 損益状況	業 務			
	業 務 収 益	業 務 外 収 益	業 務 外 費 用	経 常 収 益 (イ)
	8,556,970 千円	75,897 千円	8,632,867 千円	8,632,867 千円
	9,793,809 千円	69,058 千円	9,862,867 千円	9,862,867 千円
	△ 1,236,839 千円	3,839 千円	△ 1,233,000 千円	△ 1,233,000 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	19,515,190.9			経常収支率 87.50 %

基準期間の前々年度の 損益状況	業 務			
	業 務 収 益	業 務 外 収 益	業 務 外 費 用	経 常 収 益 (イ)
	8,377,347 千円	74,049 千円	8,451,396 千円	8,451,396 千円
	9,343,778 千円	76,252 千円	9,420,030 千円	9,420,030 千円
	△ 966,431 千円	△ 3,208 千円	△ 969,639 千円	△ 969,639 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	19,300,723.4			経常収支率 89.71 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □×ハ÷ロ	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'×ハ'÷ロ'	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □×ハ×ロ
京阪神	488円.06銭	505円.34銭	506円.73銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (イ+ロ)÷ハ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない 額	キロ当たり経常収益 イ×ハ÷ロ
京阪神	500円.04銭	469円.21銭	469円.21銭	441円.10銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特種措置	運行系統			計画運行 回数 ①=カン ②=ク	計画平均 乗客密度 ③	計画輸送 量 ④×③=⑤	系統キロ程		地域公共交通確保事業を実施する区域におけるキロ程		系統キロ程 オ	系統キロ程 キ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 区道経路外乗入 部分のキロ程 ヌ	道路網との接続 部分に係るキロ程		道路網との接続 割合 ル+ナ	補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブ ロック区道経路外乗 入部分及び道路網と の接続部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル) +ナ÷ロ)	
			起 点	主な 経 由 地	終 点				チ	オ	キ	ル					ナ				
京阪神	第1号		和東木津	加茂駅	和東河原	365 日	6,721.4 (12.9)	2.5	33.2 人	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km	往 16.1 km (平均) 復 16.1 km
合計		1系統																			

補助ブロック名	申請番号	特種措置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 区道経路外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ+ヌ) +ナ÷ロ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (ジ+ロ)÷ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヒ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーロ+ナ	補助対象経常 費用の限度額 カ×ロ/20レ	残額はのうら い、ずれば少ないほう の額 ソ				
						基準期間の前々年度 経常収益 キ	基準期間の前々年度 実車走行キロ ク	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益 キ'×ク'÷ロ'	基準期間 経常収益 キ	基準期間 実車走行キロ ク	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 キ×ク÷ロ					基準期間 経常収益 キ	基準期間 実車走行キロ ク	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 キ×ク÷ロ	
京阪神	第1号		%	152,032.3 km	71,333,078 円	165円.82銭	26,876,819 円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,370 円	152,467.0 km	163円.56銭	24,132,074 円	152,098.7 km	158円.66銭	25,209,996 円	46,125,079 円	32,100,783 円	32,100,783 円
合計				152,032.3 km	71,333,078 円	165円.82銭	26,876,819 円	152,000.1 km	174円.84銭	24,999,370 円	152,467.0 km	163円.56銭	24,132,074 円	152,098.7 km	158円.66銭	25,209,996 円	46,125,079 円	32,100,783 円	32,100,783 円

補助ブロック名	申請番号	特種措置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 区道経路外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ+ヌ) +ナ÷ロ)	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (ジ+ロ)÷ワ	補助対象 経常費用 ナ	計画額 ナ×ワ/20ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ-ロ×ム	損失面から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ×ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体 的概要	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合						
京阪神	第1号		%	32,100,783 円	14,930,596 円	14,930 円	7,465.0 円	50,812,235 円	43,347,235 円	7,465,000 円	17.2 %	0 円	0 %	0 円	0 %	35,882,235 円	82.8 %		
合計				32,100,783 円	14,930,596 円	14,930 円	7,465 円	50,812,235 円	43,347,235 円	7,465,000 円	17.2 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	35,882,235 円	82.8 %		

表2 地域公共交通維持確保事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,304,436千円	営業外収益	4,526千円	経常収益(イ)	1,308,962千円
	営業費用	1,248,854千円	営業外費用	7,498千円	経常費用(ロ)	1,256,352千円
	営業損益	55,582千円	営業外損益	△ 2,972千円	経常損益	52,610千円
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(ハ)	3,194,484.9 km				経常収支率	104.17%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,313,423千円	営業外収益	13,043千円	経常収益(イ)	1,326,466千円
	営業費用	1,224,395千円	営業外費用	7,659千円	経常費用(ロ)	1,232,054千円
	営業損益	89,028千円	営業外損益	5,384千円	経常損益	94,412千円
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ)	3,200,329.1 km				経常収支率	107.66%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,346,108千円	営業外収益	6,007千円	経常収益(イ)	1,352,115千円
	営業費用	1,251,492千円	営業外費用	8,475千円	経常費用(ロ)	1,259,967千円
	営業損益	94,616千円	営業外損益	△ 2,468千円	経常損益	92,148千円
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(ハ)	3,385,315.8 km				経常収支率	107.31%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に於ける営業走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ [*] ÷ハ [*] =a	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ [*] ÷ハ [*] =b	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間) ロ [*] ÷ハ [*] =c
京阪神	372円 18銭	384円 87銭	393円 32銭
北近畿	372円 18銭	384円 97銭	393円 32銭

*「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ口当たり 補助経常費用 ホ	キロ口当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ口当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	383円 49銭	469円 21銭	383円 49銭	409円 75銭
北近畿	383円 49銭	376円 88銭	376円 88銭	409円 75銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 事業者	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均 乗車密度 ②	計画 輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通維持確保事業を 実施する区域におけるキロ 口程	系統キロ 程と地域 公共交通 維持確保 事業を 実施す る区域に おけるキロ 口程との比 オ÷チ=ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 部運賃外乗入 部分のキロ程		他路線との乗合 部分に係るキロ程 ル		他路線との 乗合率 ル÷チ (チ-リ)÷(チ+ ル)×100%
			起点	主な 経由地	終点				計	オ				チ	リ	ス	ル	
京阪神	1	八田線1	亀岡 駅前	奥泉・ 大谷	国部駅 西口	365日	3,395.0 (9.3)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均)	往 km (平均)	%	往 14.7km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	47.500%	
										復 28.0km	復 km	復 km	復 14.7km	復 km	復 km	復 km		
										往 12.6km (平均)	往 km (平均)	%	往 10.1km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	20.325%	
京阪神	2	神宮線1	八木 駅前	西所	神宮口	365日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均)	往 km (平均)	%	往 9.5km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	20.325%	
										復 12.0km	復 km	復 km	復 9.5km	復 km	復 km	復 km		
										往 18.1km (平均)	往 km (平均)	%	往 11.9km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	34.831%	
京阪神	3	原・神宮線1	八木 駅前	神宮上	原	365日	1,095.0 (3.0)	5.1	15.3人	往 17.5km	往 km	%	往 11.3km	往 km	往 km	%	34.831%	
										復 17.8km	復 km	復 km	復 11.3km	復 km	復 km	復 km		
										往 28.0km (平均)	往 km (平均)	%	往 13.3km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	52.500%	
北近畿	1	八田線1	亀岡 駅前	奥泉・ 大谷	国部駅 西口	365日	3,395.0 (9.3)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均)	往 km (平均)	%	往 13.3km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	52.500%	
										復 28.0km	復 km	復 km	復 13.3km	復 km	復 km	復 km		
										往 12.6km (平均)	往 km (平均)	%	往 2.5km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	78.874%	
北近畿	2	神宮線1	八木 駅前	西所	神宮口	365日	1,642.5 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.0km	往 km	%	往 2.5km	往 km	往 km	%	78.874%	
										復 12.3km	復 km	復 km	復 2.5km	復 km	復 km	復 km		
										往 18.1km (平均)	往 km (平均)	%	往 8.2km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%	65.168%	
北近畿	3	原・神宮線1	八木 駅前	神宮上	原	365日	1,095.0 (3.0)	5.1	15.3人	往 17.5km	往 km	%	往 6.2km	往 km	往 km	%	65.168%	
										復 17.8km	復 km	復 km	復 6.2km	復 km	復 km	復 km		
										往 117.4km (平均)	往 km (平均)	%	往 58.7km (平均)	往 km (平均)	往 km (平均)	%		
合計	系統								往 115.0km	往 km	%	往 57.5km	往 km	往 km	%			

補助 ブロック名	申請 番号	補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 ($\frac{ア}{ア+イ}$) %	計画乗車 走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額 以下	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額 以下	補助対象経 常費用から経 常収益を控除した額 ノ×ワ-ヘ	補助対象経費 の残高額 カ×ワ/20=レ	少又はしのちい ずれか少ないほう の額 ソ	
					基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
					経常収益 イ	乗車走行 キロ ロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 イ×ロ=ミ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ リ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 ヤ×リ=ム	経常収益 ネ	乗車走行 キロ ハ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益 ネ×ハ=ニ					
京阪神	1	47.500 %	180,120.0 km	72,509,118 円	199円31銭	38,026.381	180,798.0 km	199円30銭	38,599.037	181,164.0 km	201円91銭	37,727,909 円	191,761.4 km	196円74銭	37,892,818 円	35,016,300 円	32,809,103 円	32,809,103 円
	2	20.325 %	40,515.0 km	15,537,097 円	182円59銭	7,572.268	40,186.5 km	188円42銭	7,927,958	40,286.6 km	186円74銭	7,720,679 円	40,082.4 km	182円62銭	7,802,784 円	7,734,313 円	6,991,893 円	6,991,893 円
	3	34.831 %	38,982.0 km	14,949,207 円	206円01銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203円98銭	8,184,256 円	38,869.2 km	210円81銭	7,748,558 円	38,121.2 km	203円26銭	8,030,682 円	6,918,525 円	6,727,143 円	6,727,143 円
北近畿	1	52.500 %	180,120.0 km	71,648,623 円	199円31銭	38,026.381	190,799.0 km	199円30銭	38,599.037	191,164.0 km	201円91銭	37,727,909 円	191,761.4 km	196円74銭	37,892,818 円	33,755,905 円	32,241,880 円	32,241,880 円
	2	79.674 %	40,515.0 km	15,288,482 円	182円59銭	7,572.268	40,186.5 km	188円42銭	7,927,958	40,286.6 km	186円74銭	7,720,679 円	40,082.4 km	182円62銭	7,802,784 円	7,465,698 円	6,870,818 円	6,870,818 円
	3	65.168 %	38,982.0 km	14,680,758 円	206円01銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203円98銭	8,184,256 円	38,869.2 km	210円81銭	7,748,558 円	38,121.2 km	203円26銭	8,030,682 円	6,660,074 円	6,610,840 円	6,610,840 円
合計			539,234.0 km	205,003,283 円		107,011,300 円	538,497.0 km		108,442,502 円	540,859.6 km		106,394,288 円	538,830.0 km		107,452,568 円	97,550,715 円	92,251,475 円	92,251,475 円

補助 ブロック名	申請 番号	ソのうち補助プロ ック外乗入部分、同 一補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他府県との 割合部分以外の もの ソ×マ/ワ	ソのうち補助プロ ック外乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外に係るもの の ソ×ニ/ワ	計画平均 乗車密度が5人未満 の路線 ソ×ホ/ロ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×イ/ロ=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ロ=ム	損失額から経常補 助額を控除した額 ム-ロ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的な概要
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	15,584,323 円	15,584,323 円	11,730,135 円	11,730 千円	5,865.0 千円	35,016,300 円	22,781,300 円	5,865,000 円	54.20%	4,902,418 円	45.30%	0 円	53,698 円	0.50%		
	2	1,421,061 円	1,421,061 円	847,374 円	847 千円	473.5 千円	7,734,313 円	5,436,313 円	473,500 円	42.85%	623,937 円	56.47%	0 円	7,493 円	0.68%		
	3	2,343,131 円	2,343,131 円		2,343 千円	1,171.5 千円	6,918,525 円	3,563,025 円	1,171,500 円	83.61%	66,860 円	5.33%	0 円	13,326 円	1.08%		
北近畿	1	16,926,987 円	16,926,987 円	12,740,742 円	12,740 千円	6,370.0 千円	35,016,300 円	22,781,300 円	6,370,000 円	53.26%	4,980,163 円	41.64%	0 円	610,020 円	5.10%		
	2	5,474,253 円	5,474,253 円	3,649,502 円	3,649 千円	1,824.5 千円	7,734,313 円	5,436,313 円	1,824,500 円	42.12%	2,287,883 円	53.05%	0 円	209,020 円	4.83%		
	3	4,308,152 円	4,308,152 円		4,308 千円	2,154.0 千円	6,918,525 円	3,593,025 円	2,154,000 円	91.99%	32,084 円	1.37%	0 円	155,455 円	6.64%		
合計		46,057,807 円	46,057,807 円	29,067,753 円	35,717 千円	17,858.0 千円	99,338,276 円	63,621,276 円	17,858,500 円		12,903,125 円			1,049,013 円			

※ウ：ム-ロ(京阪神・北近畿)は、系統全体の損失額から系統全体に係る経常補助額を控除。
※ウ×マ：ウ欄で算出した系統全体の損失額(経常補助額)を、キロ程比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に区分。

- (1) 記載要領
- 乗客バス事業者の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客バス事業者の他の事業を営んでいる場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自賠責338号、自賠責151号、自賠責55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
 - 補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に同じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成28年0月0日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との割合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(り)に記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(リ)」の欄は、他の運行系統との割合部分(リ)が50%以上の生活交通路線にあって、当該割合区域の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内(系統キロ程(ア)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ウ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との割合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5で除した数値(端数は切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県位協議会等が算出した経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告規則第2条第2項の「事業者報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業者報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特別を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通維持確保事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域閉鎖系統用)

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	集合バス事業								
	営業収益	1,304,438千円	営業外収益	4,528千円	経常収益(イ)	1,308,966千円			
	営業費用	1,248,954千円	営業外費用	7,498千円	経常費用(ロ)	1,256,452千円			
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(ハ)	3,194,464.9 km	営業損益	55,482千円	営業外損益	△ 2,972千円	経常損益	52,510千円	経常収支率	104.17%

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業								
	営業収益	1,313,423千円	営業外収益	13,043千円	経常収益(イ')	1,326,466千円			
	営業費用	1,224,385千円	営業外費用	7,659千円	経常費用(ロ')	1,232,044千円			
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ')	3,200,329.1 km	営業損益	89,038千円	営業外損益	5,384千円	経常損益	94,422千円	経常収支率	107.66%

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業								
	営業収益	1,346,108千円	営業外収益	6,007千円	経常収益(イ'')	1,352,115千円			
	営業費用	1,251,492千円	営業外費用	8,475千円	経常費用(ロ'')	1,259,967千円			
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(ハ'')	3,385,315.9 km	営業損益	94,618千円	営業外損益	△ 2,468千円	経常損益	92,148千円	経常収支率	107.21%

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における営業走行キロ当たり経常費用)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	372円 18銭	384円 97銭	393円 32銭
北近畿	372円 18銭	384円 97銭	393円 32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ口当たり経常収益 イ÷ハ = ト
京阪神	383円 49銭	469円 21銭	383円 49銭	409円 75銭
北近畿	383円 49銭	376円 88銭	376円 88銭	409円 75銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 (イ)	計画平均 乗車密度 (ロ)	計画 輸送量 (ハ)	系統キロ程		地域公共交通維持確保事業を 実施する区域におけるキロ 口程	系統キロ 程と地域 公共交通 維持確保 事業を 実施す る区域に おけるキロ 口程との比 オ÷チ=ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との割合 部分に係るキロ程 ル	他路線との 割合率 エ÷フ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との割合 部分以外のキロ 口程の比率 ク÷(イ+ウ+ル) +チ=エ
				起点	主な 経由地	終点					往	復				往	復			
京阪神	1		八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	366日	3,406.0 (9.3)	3.9	38.2人	往 28.0km 復 28.0km	28.0km	往 km 復 km	%	往 14.7km 復 14.7km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	47.500%	
	2		神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	366日	1,647.0 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km 復 12.0km	12.3km	往 km 復 km	%	往 10.1km 復 9.5km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	20.325%	
	3		原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	366日	1,098.0 (3.0)	5.1	15.3人	往 18.1km 復 17.5km	17.8km	往 km 復 km	%	往 11.9km 復 11.3km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	34.831%	
北近畿	1		八田線1	亀岡 駅前	奥条・ 大谷	園部駅 西口	366日	3,406.0 (9.3)	3.9	38.2人	往 28.0km 復 28.0km	28.0km	往 km 復 km	%	往 13.3km 復 13.3km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	52.500%	
	2		神吉線1	八木 駅前	西所	神吉口	366日	1,647.0 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km 復 12.0km	12.3km	往 km 復 km	%	往 2.5km 復 2.5km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	78.674%	
	3		原・神吉線1	八木 駅前	神吉上	原	366日	1,098.0 (3.0)	5.1	15.3人	往 18.1km 復 17.5km	17.8km	往 km 復 km	%	往 8.2km 復 8.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	65.188%	
合計			系統								往 117.4km 復 115.0km	116.2km	往 km 復 km	%	往 58.7km 復 57.5km	往 km 復 km	往 km 復 km	%		

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率	計画乗車 走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の償還額	ク又はレのうちい ずれか少ないほう の値	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益	乗車走行 キロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	乗車走行 キロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	乗車走行 キロ	補助対象系統 の乗車走行キ ロ当たり経常 収益					
京阪神	1		47.500 %	190,736.0 km	73,145,348 円	199円31銭	38,026,381 円	190,799.0 km	189円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201円91銭	37,727,909 円	191,761.4 km	186円74銭	38,015,593 円	35,129,755 円	32,915,406 円	32,915,406 円
	2		20.325 %	40,828.0 km	15,579,664 円	192円59銭	7,572,268 円	40,188.5 km	188円42銭	7,927,958 円	40,298.6 km	198円74銭	7,720,678 円	40,082.4 km	182円62銭	7,824,162 円	7,755,502 円	7,010,848 円	7,010,848 円
	3		34.831 %	38,088.8 km	14,990,163 円	206円01銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203円98銭	8,194,256 円	38,889.2 km	210円81銭	7,748,556 円	38,121.2 km	203円26銭	8,052,684 円	6,937,479 円	6,745,573 円	6,745,573 円
北近畿	1		52.500 %	180,736.0 km	71,890,768 円	199円31銭	38,026,381 円	190,799.0 km	189円30銭	38,599,037 円	191,164.0 km	201円91銭	37,727,909 円	191,761.4 km	186円74銭	38,015,593 円	33,865,175 円	32,346,345 円	32,346,345 円
	2		79.674 %	40,826.0 km	15,310,314 円	192円59銭	7,572,268 円	40,188.5 km	188円42銭	7,927,958 円	40,298.6 km	186円74銭	7,720,678 円	40,082.4 km	182円62銭	7,824,162 円	7,486,152 円	6,889,841 円	6,889,841 円
	3		65.168 %	38,088.8 km	14,731,005 円	206円01銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203円98銭	8,194,256 円	38,889.2 km	210円81銭	7,748,556 円	38,121.2 km	203円26銭	8,052,684 円	6,678,321 円	6,628,952 円	6,628,952 円
合計				540,901.6 km	205,837,262 円		107,011,300 円	539,497.0 km		109,442,502 円	540,659.8 km		106,384,288 円	539,930.0 km		107,784,878 円	97,852,384 円	92,536,765 円	92,536,765 円

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗入 部分及び他路線との 競合部分以外に属 するもの	ソ×ラ×ウツ	ソ×ラ×ウツ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
											都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
											負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1		15,634,817 円	15,634,817 円	11,780,141 円	11,788 千円	5,884.0 千円	35,129,755 円	22,854,755 円	5,884,000 円	54.20%	4,917,395 円	45.30%	0 円	0%	54,613 円	0.50%		
	2		1,424,954 円	1,424,954 円	649,869 円	949 千円	474.5 千円	7,755,502 円	5,451,502 円	474,500 円	42.82%	624,791 円	58.39%	0 円	0%	8,726 円	0.79%		
	3		2,349,550 円	2,349,550 円		2,349 千円	1,174.5 千円	6,937,479 円	3,603,479 円	1,174,500 円	93.58%	66,823 円	5.22%	0 円	0%	13,804 円	1.10%		
北近畿	1		16,981,831 円	16,981,831 円	12,782,023 円	12,782 千円	6,391.0 千円	35,129,755 円	22,854,755 円	6,391,000 円	53.26%	4,997,183 円	41.65%	0 円	0%	810,554 円	5.09%		
	2		5,489,252 円	5,489,252 円	3,659,501 円	3,659 千円	1,829.5 千円	7,755,502 円	5,451,502 円	1,829,500 円	42.12%	2,305,015 円	53.07%	0 円	0%	208,970 円	4.81%		
	3		4,318,955 円	4,318,955 円		4,319 千円	2,159.5 千円	6,937,479 円	3,603,479 円	2,159,500 円	91.96%	32,172 円	1.37%	0 円	0%	156,880 円	6.67%		
合計			46,200,359 円	46,200,359 円	28,159,634 円	35,826 千円	17,913.0 千円	99,645,472 円	63,619,472 円	17,913,000 円		12,943,389 円				1,053,347 円			

※ウ欄：ム（京阪神ウ・北近畿ウ）、系統全体の損失額から系統条件に係る国庫補助額を控除。
 ※ウ×ラ×ウ：ウ欄で算出した系統全体の損失額（国庫補助額控除済み）を、キロ程比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に按分。

- (1) 記載要領
- 乗入バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗入バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付付自総第338号、自派第151号、自派第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
 - 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じた番号を付し、その番号とする。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄は、「地域公共交通再編実施計画」が定める区域におけるキロ程の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合関係の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（子））同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（孫）に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に属するもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画が定める区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ロ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨て）。
 - 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ハ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
 ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
 ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社
------	------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	奥合バス事業					
	営業収益	1,304,436千円	営業外収益	4,526千円	経常収益(イ)	1,268,962千円
	営業費用	1,248,954千円	営業外費用	7,498千円	経常費用(ロ)	1,256,452千円
	営業損益	55,482千円	営業外損益	△ 2,972千円	経常損益	52,510千円
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(ハ)	3,194,464.9 km			経常収支率	104.17%	

基準期間の前年度の 損益状況	奥合バス事業					
	営業収益	1,313,423千円	営業外収益	13,043千円	経常収益(イ)	1,326,466千円
	営業費用	1,224,385千円	営業外費用	7,859千円	経常費用(ロ)	1,232,044千円
	営業損益	89,038千円	営業外損益	5,384千円	経常損益	94,422千円
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ)	3,200,329.1 km			経常収支率	107.66%	

基準期間の前々年度の 損益状況	奥合バス事業					
	営業収益	1,346,108千円	営業外収益	6,007千円	経常収益(イ)	1,352,115千円
	営業費用	1,251,492千円	営業外費用	8,475千円	経常費用(ロ)	1,259,967千円
	営業損益	94,616千円	営業外損益	△ 2,468千円	経常損益	92,148千円
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(ハ)	3,385,315.8 km			経常収支率	107.31%	

(補助対象事業者の「基準期間」を起算年度とする連続した過去3年所)における営業走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ ^イ ÷ハ ^イ =a	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ ^イ ÷ハ ^イ =b	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (基準期間) ロ ^イ ÷ハ ^イ =c
京阪神	372円 18銭	384円 97銭	393円 32銭
北近畿	372円 18銭	384円 97銭	393円 32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の営業走行キロ 口当たり経常費用 (a+b)/2=c	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	383円 49銭	468円 21銭	383円 49銭	409円 75銭
北近畿	383円 49銭	376円 88銭	376円 88銭	409円 75銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック名	申請 種別 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数 ①=カ×コ内	計画運行 回数 ②	計画平均 乗車密度 ③	計画 輸送量 ④×⑤=⑥	系統キロ程		地域公共交通確保事業を 実施する区域におけるキロ 程 オ	系統キロ 程と地域 公共交通 確保事業 を実施す る区域に おけるキロ 程との比 オ÷チ=ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との結合 部分に係るキロ程 ル		他路線との 結合率 ミ÷チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗入 部分及び他 路線との結合 部分以外のキロ 程の比率 (ア)÷(イ+ヌ+ ル)×チ=ソ
			起点	主な 結由地	終点					往	復					往	復		
京阪神	1	八田線1	亀岡 駅前	奥合・ 大谷	園部駅 西口	365日	3,400.0 (8.9)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均) 復 28.0km 28.0km	往 km (平均) 復 km km	%	往 14.7km (平均) 復 14.7km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	47.500%		
	2	神宮線1	八木 駅前	西所	神宮口	365日	1,842.5 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均) 復 12.0km 12.3km	往 km (平均) 復 km km	%	往 10.1km (平均) 復 9.5km 9.8km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	20.325%		
	3	原・神宮線1	八木 駅前	神宮上	原	365日	1,095.0 (3.0)	5.1	15.3人	往 18.1km (平均) 復 17.5km 17.8km	往 km (平均) 復 km km	%	往 11.8km (平均) 復 11.3km 11.8km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	34.831%		
北近畿	1	八田線1	亀岡 駅前	奥合・ 大谷	園部駅 西口	365日	3,400.0 (8.9)	3.9	36.2人	往 28.0km (平均) 復 28.0km 28.0km	往 km (平均) 復 km km	%	往 13.3km (平均) 復 13.3km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	52.500%		
	2	神宮線1	八木 駅前	西所	神宮口	365日	1,842.5 (4.5)	3.5	15.7人	往 12.6km (平均) 復 12.0km 12.3km	往 km (平均) 復 km km	%	往 2.5km (平均) 復 2.5km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	79.874%		
	3	原・神宮線1	八木 駅前	神宮上	原	365日	1,095.0 (3.0)	5.1	15.3人	往 18.1km (平均) 復 17.5km 17.8km	往 km (平均) 復 km km	%	往 6.2km (平均) 復 6.2km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%	65.168%		
合計		系統							往 117.4km (平均) 復 115.0km 118.2km	往 km (平均) 復 km km	%	往 58.7km (平均) 復 57.5km 56.1km	往 km (平均) 復 km km	往 km (平均) 復 km km	%				

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロック 内乗入部分以外に 乗入するキロ の比率	計画乗車 走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の戻成額	又ははのしをい ずれか少ないほう の額				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益					経常収益	実車走行 キロ	補助対象系統 の実車走行キ ロ当たり経常 収益	
ヤ	マ	ヤ+マ=ド	ヤ	マ	ヤ+マ=ド	ヤ	マ	ヤ+マ=ド											
京阪神	1		47.500 %	180,400.0 km	73,016,498 円	189 円31銭	38,026,381 円	150,799.0 km	189 円30銭	38,599,037 円	181,164.0 km	201 円91銭	37,727,909 円	181,767.4 km	196 円74銭	37,948,824 円	35,067,872 円	32,857,423 円	32,857,423 円
	2		20.325 %	40,515.0 km	15,537,097 円	182 円59銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,286.6 km	186 円74銭	7,720,879 円	40,082.4 km	182 円82銭	7,602,784 円	7,734,313 円	6,891,693 円	6,891,693 円
	3		34.831 %	38,982.0 km	14,848,207 円	208 円01銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	7,748,558 円	38,121.2 km	203 円26銭	8,030,682 円	6,918,525 円	6,727,143 円	6,727,143 円
北近畿	1		52.500 %	180,400.0 km	71,754,144 円	189 円31銭	38,026,381 円	180,799.0 km	189 円30銭	38,599,037 円	181,164.0 km	201 円91銭	37,727,909 円	181,767.4 km	196 円74銭	37,948,824 円	33,805,520 円	32,289,364 円	32,289,364 円
	2		79.674 %	40,515.0 km	15,268,482 円	182 円59銭	7,572,268 円	40,186.5 km	188 円42銭	7,927,958 円	40,286.6 km	186 円74銭	7,720,879 円	40,082.4 km	182 円82銭	7,602,784 円	7,485,698 円	6,870,816 円	6,870,816 円
	3		65.188 %	38,982.0 km	14,680,768 円	208 円01銭	7,907,001 円	38,763.0 km	203 円98銭	8,194,256 円	38,869.2 km	210 円81銭	7,748,558 円	38,121.2 km	203 円26銭	8,030,682 円	6,880,074 円	6,610,840 円	6,610,840 円
合計			539,784.0 km	205,216,182 円		107,011,300 円	539,497.0 km		109,442,502 円	540,659.6 km		106,394,288 円	539,930.0 km		107,564,180 円	97,652,002 円	92,347,279 円	92,347,279 円	

補助 ブロック名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック内 乗入部分以外に 乗入するキロの 比率	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
ナ	ナ×1/100	ニ×ウ=エ	ム=ラウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合						
京阪神	1		15,607,275 円	15,607,275 円	11,747,411 円	11,747 千円	5,873.5 千円	35,087,872 円	22,814,872 円	5,873,500 円	54.20%	4,908,731 円	45.30%	0 円	0%	54,833 円	0.51%
	2		1,421,061 円	1,421,061 円	947,374 円	947 千円	473.5 千円	7,734,313 円	5,436,313 円	473,500 円	42.85%	623,080 円	56.39%	0 円	0%	8,350 円	0.76%
	3		2,343,131 円	2,343,131 円	2,343 千円	1,171.5 千円	6,818,525 円	3,593,025 円	1,171,500 円	93.61%	68,841 円	5.32%	0 円	0%	13,345 円	1.07%	
北近畿	1		16,851,916 円	16,851,916 円	12,759,506 円	12,759 千円	6,379.5 千円	35,087,872 円	22,814,872 円	6,379,500 円	53.28%	4,988,391 円	41.65%	0 円	0%	609,917 円	5.08%
	2		5,474,253 円	5,474,253 円	3,649,502 円	3,649 千円	1,824.5 千円	7,734,313 円	5,436,313 円	1,824,500 円	42.12%	2,288,717 円	53.07%	0 円	0%	208,166 円	4.81%
	3		4,308,152 円	4,308,152 円	4,308 千円	2,154.0 千円	6,918,525 円	3,593,025 円	2,154,000 円	81.80%	32,084 円	1.37%	0 円	0%	155,455 円	6.64%	
合計		46,105,788 円	46,105,788 円	29,103,793 円	35,753 千円	17,876.0 千円	99,441,420 円	63,698,420 円	17,876,500 円			12,917,644 円			1,050,066 円		

※ウ欄：ム-（京阪神+北近畿）、系統全体の損失額から系統全体に係る国庫補助額を控除。

※ウ欄：ウ欄で算出した系統全体の損失額（国庫補助額控除済み）を、キロ毎比率で京阪神ブロック分・北近畿ブロック分に分け。

(1) 記載要領

1. 乗入バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗入バス事業者の他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第303号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じた低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、小敷点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（ウ）に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
15. 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小敷点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ウ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ウ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ウ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること（千円未満の端数は切り捨て）。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ロ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県運輸局等が算出した経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業者報告規則第2条第2項の「事業者報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）。並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業者報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

31年度

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
659,273千円	697千円	894,063千円	659,970千円	894,063千円	
893,864千円	199千円	234,093千円	234,093千円	234,093千円	
営業損益	△234,591千円	営業外損益	498千円	経常損益	△234,093千円
1,931,859.7 km			経常収支率	73.82%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
824,860千円	572千円	825,432千円	625,432千円	825,432千円	
912,738千円	△46千円	912,692千円	912,692千円	912,692千円	
営業損益	△287,878千円	営業外損益	618千円	経常損益	△287,260千円
1,932,169.3 km			経常収支率	68.52%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
612,666千円	1,223千円	613,889千円	613,889千円	923,954千円	
923,481千円	473千円	923,954千円	923,954千円	923,954千円	
営業損益	△310,815千円	営業外損益	750千円	経常損益	△310,063千円
1,912,405.7 km			経常収支率	66.44%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
北近畿	483円.19銭	472円.36銭	462円.79銭
京阪神	483円.19銭	472円.36銭	462円.79銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=c	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	472円.76銭	376円.86銭	376円.86銭	341円.62銭
京阪神	472円.76銭	469円.21銭	469円.21銭	341円.62銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点 主な経由地 終点	計画運行 日数 ①=カッコ内	計画運行回 数 ②	計画平均乗 車密度 ③×②=④	系統キロ程 チ	地域公共交通確保事業 を実施する区域におけ るキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通確保事業を実施する 区域におけるキロ程との 比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との割合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との割合 率 ロチ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との割合 部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ +ル))÷チ=ロ
北近畿	1	無	国福線	徐山 高島郡 国部	365 日	478 回 (13.0)	4.7	往 17.0km 復 17.0km	往. Km (平均) 復. Km (平均)		往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	100%
北近畿	2	無	国福線	湯原 徐山	365 日	248 回 (7.0)	2.7	往 34.0km 復 34.0km	往. Km (平均) 復. Km (平均)		往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	100%
京阪神	3	無	京都市 立命館線	立命 園山	365 日	474 回 (12.9)	8.0	往 31.8km 復 31.8km	往. Km (平均) 復. Km (平均)		往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	往. Km (平均) 復. Km (平均)	100%
合計			系統					往. Km 復. Km	往. Km 復. Km		往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分 及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ +ル))÷チ=ロ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ハ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の値 ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ-ヨ=タ	補助対象経費 の概算額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか 少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ÷マ=ニ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ÷マ=ニ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常 収益 ヤ÷マ=ニ					経常収益 ヤ
北近畿	1	無	100%	162,082.0km	81,499,062円	282円.22銭	42,772,242円	163,226.6km	261円.79銭	45,075,204円	163,772.3km	275円.22銭	50,545,870円	163,227.2km	309円.66銭	46,025,003円	16,434,076円	27,658,586円	15,434,076円
北近畿	2	無	100%	174,981.0km	85,943,339円	158円.86銭	28,982,230円	174,912.3km	165円.89銭	28,083,256円	176,490.4km	159円.94銭	28,414,706円	174,973.4km	150円.96銭	27,787,482円	38,345,857円	28,674,502円	28,674,502円
京阪神	3	無	100%	310,889.2km	145,872,921円	437円.68銭	130,543,819円	310,372.3km	420円.74銭	126,899,123円	311,352.4km	406円.93銭	150,254,644円	309,789.8km	485円.39銭	136,069,866円	8,802,335円	65,842,544円	8,802,335円
合計				648,952.2km	273,274,742円		202,278,441円	648,511.3km		199,873,585円	650,990.1km		273,215,020円	647,660.4km		209,892,471円	63,382,271円	122,873,832円	64,910,916円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び他 路線との割合部分以外に 係るもの ソ×マ÷ニ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に 係るもの ソ×マ÷ニ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ソ×マ÷ニ×1/2=ラ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
										都道府県	市区町村	その他の者	事業者自己負担				
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
北近畿	1	無	15,434,076円	15,434,076円	14,246,842円	14,246千円	7,123,000円	31,073,643円	23,850,843円	7,123,000円	28.74%	円	%	円	%	18,827,343円	70.25%
北近畿	2	無	28,674,502円	28,674,502円	12,717,643円	12,717千円	6,358,5千円	54,928,535円	48,568,025円	6,358,500円	13.06%	円	%	円	%	42,209,535円	86.80%
京阪神	3	無	8,802,335円	8,802,335円	8,802千円	4,901,0千円	10,805,982円	6,004,992円	2,450,500円	40.80%	2,450,500円	40.80%	円	%	1,108,892円	18.28%	
合計			54,910,916円	54,910,916円	26,964,485円	36,765千円	18,382,0千円	96,808,170円	78,523,670円	18,322,000円	20.28%	2,450,500円	3.12%	円	%	94,141,170円	76.60%

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

32年度

事業名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	659,273千円	697千円	893,864千円	659,970千円	894,063千円
	△234,591千円	498千円	△234,093千円	△234,093千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,831,859.7 km			経常収支率	73.82 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	624,860千円	572千円	923,738千円	625,432千円	912,692千円
	△287,878千円	618千円	△287,260千円	△287,260千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,832,169.3 km			経常収支率	68.52 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	612,066千円	1,223千円	923,481千円	613,889千円	923,954千円
	△310,815千円	750千円	△310,065千円	△310,065千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,812,405.7 km			経常収支率	66.44 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間に)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ+ハ=e
北近畿	483円.13銭	472円.36銭	462円.79銭
京阪神	483円.13銭	472円.36銭	462円.79銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいふ。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	472円.76銭	376円.86銭	376円.86銭	341円.62銭
京阪神	472円.76銭	469円.21銭	469円.21銭	341円.62銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統 起点	運行系統 終点	計画運行 日数	計画運行回 数 ①=カ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程 チ	地域公共交通確保維持事業 を実施する区域における キロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通 確保事業を実施する区域 におけるキロ程との 比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との競 合率 ム+フ	補助ブロック外、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ +ル))÷チ =ミ
北近畿	1	無	国福線	桂山	園部	365	4,798	4.7	811	往 17.0km (平均) 値 17.0km	往 . Km (平均) 値 . Km	%	往 . Km (平均) 値 . Km	往 . Km (平均) 値 . Km	往 . Km (平均) 値 . Km	%	100%
北近畿	2	無	国福線	桂山	温泉	366	2,842	2.7	183	往 34.0km 値 34.0km	往 . Km 値 . Km	%	往 . Km (平均) 値 . Km	往 . Km (平均) 値 . Km	往 . Km (平均) 値 . Km	%	100%
京阪神	3	無	京野線	立命	高山	366	4,748	8.0	118.1	往 31.8km 値 31.8km	往 . Km (平均) 値 . Km	%	往 . Km (平均) 値 . Km	往 . Km (平均) 値 . Km	往 . Km (平均) 値 . Km	%	100%
合計			系統														

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分 及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ +ル))÷チ =ミ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ	補助対象経常 費用の 見込額 キ	タ又はシのうちのいずれか 少ないほうの値 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f					
北近畿	1	無	100%	183,528.8km	61,827,693円	282円.22銭	42,732,392円	183,228.8km	261円.79銭	45,075,206円	183,772.3km	276円.22銭	50,545,670円	183,247.2km	309円.66銭	46,161,098円	15,478,385円	27,732,358円	15,478,385円
北近畿	2	無	100%	175,460.4km	60,124,006円	168円.86銭	28,832,230円	174,812.2km	165円.69銭	28,983,236円	175,440.6km	169円.94銭	26,414,708円	174,873.4km	150円.96銭	27,873,840円	38,250,366円	28,755,502円	28,755,502円
京阪神	3	無	100%	311,742.8km	148,272,839円	437円.69銭	130,963,819円	310,312.2km	420円.74銭	138,888,123円	311,252.4km	406円.93銭	190,354,644円	309,759.8km	466円.39銭	136,443,589円	8,828,250円	65,822,777円	8,828,250円
合計				650,732.0km	274,024,308円		202,278,441円	648,451.2km		189,857,285円	650,990.1km		227,311,029円	647,980.4km		210,468,327円	63,555,881円	123,310,537円	55,061,417円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうちの補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都道府県 外乗入部分及び他 路線との競合部分 に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分以外 に係るもの ソ×ロ=ウ	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×カ÷シ=行 ①計画運行回 数× ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ウ-ヨ=ム	損失額から同乗 補助額を控除した額 ム-ラ=ワ	ウの負担者とその負担割合							
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	1	無	15,478,385円	15,478,385円	14,285,875円	14,285,875円	7,142,937円	31,158,777円	24,018,277円	7,142,500円	28.74%	円	%	円	%	60,304,332円	70.25%
北近畿	2	無	28,755,502円	28,755,502円	12,752,468円	12,752,468円	6,376,234円	55,077,018円	48,701,018円	6,376,000円	13.08%	円	%	円	%	42,325,818円	85.80%
京阪神	3	無	9,828,250円	9,828,250円	9,828,250円	9,828,250円	4,914,125円	10,835,937円	6,021,437円	2,457,000円	40.80%	2,457,000円	40.80%	円	%	11,074,337円	18.33%
合計			55,061,417円	55,061,417円	27,038,381円	38,886,613円	18,433,000円	97,171,792円	78,738,732円	15,875,500円	20.28%	2,457,000円	3.12%	円	60,304,332円	75.60%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

33年度

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
1,931,859.7 km	659,273 千円	697 千円	893,864 千円	659,970 千円	894,063 千円
	営業損益 Δ 234,591 千円	営業外損益 498 千円		経常損益 Δ 234,093 千円	
				経常収支率	73.82 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
1,932,169.3 km	624,860 千円	572 千円	912,738 千円	625,432 千円	912,692 千円
	営業損益 Δ 287,878 千円	営業外損益 618 千円		経常損益 Δ 287,260 千円	
				経常収支率	68.52 %

高稼働期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ')	経常費用(ロ')
1,912,405.7 km	612,666 千円	1,223 千円	923,481 千円	613,889 千円	923,954 千円
	営業損益 Δ 310,815 千円	営業外損益 750 千円		経常損益 Δ 310,065 千円	
				経常収支率	66.44 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'×a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ×ハ÷b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×c
北近畿	483円.13銭	472円.36銭	462円.79銭
京阪神	483円.13銭	472円.36銭	462円.79銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	472円.76銭	376円.86銭	376円.86銭	341円.62銭
京阪神	472円.76銭	469円.21銭	469円.21銭	341円.62銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統 起点 主要経由地 終点	計画運行回数 ①=カ×コ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ③×④ =⑤	系統キロ程 チ	地域公共交通確保事業 を実施する区域における キロ程 オ	系統キロ程と地域公共交 通再興事業を実施する 区域におけるキロ程との 比率 オ÷チ×100 オ+チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との結合 部分に係るキロ程 ル	他路線 との結合 率 ル÷チ ル+チ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との結合 部分以外のキ ロ程の比率 (チ-(リ+ヌ +ル))÷チ =テ
北近畿	1	無	西播磨	柱山 島岡 西播磨 西郡	365 日	4.7	13.0	17.0km	17.0km	100%					100%
北近畿	2	無	西播磨	福山 遠東 柱山	365 日	2.7	18.9	34.0km	34.0km	100%					100%
京阪神	3	無	山陽	京都 立命 岡山	365 日	9.0	116.1	31.6km	31.6km	100%					100%
合計			系統												

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の差込額 ヘ×ワ×100% ⑥	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の差込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経 常費用から経 常収益を控除 した額 カ-ヨ=タ	補助対象経 費の差込額 カ×8/20=レ	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=エ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=エ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=エ					
北近畿	1	無	100%	162,082.0km	81,458,082 円	282円.22銭	42,732,382 円	183,239.8km	261円.79銭	45,075,208 円	182,777.3km	275円.22銭	50,545,670 円	182,227.2km	309円.66銭	46,025,003 円	15,434,078 円	27,658,586 円	15,434,078 円
北近畿	2	無	100%	174,981.0km	85,943,328 円	158円.86銭	28,882,230 円	174,912.2km	168円.69銭	28,083,238 円	175,480.4km	159円.94銭	28,414,708 円	174,873.4km	150円.96銭	27,787,482 円	38,145,857 円	28,674,502 円	28,674,502 円
京阪神	3	無	100%	210,889.2km	145,872,321 円	437円.68銭	130,583,819 円	310,112.2km	420円.74銭	124,886,123 円	311,352.4km	406円.93銭	150,354,444 円	308,759.8km	485円.33銭	138,069,886 円	9,802,335 円	65,642,544 円	9,802,335 円
合計				548,952.2km	272,274,742 円		202,227,441 円	648,451.3km	199,887,585 円	850,990.1km		377,215,080 円	647,940.4km		208,892,471 円	63,382,271 円	122,973,632 円	54,910,916 円	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外に係るもの ソ×マ÷ワ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×マ÷ワ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×マなし運行回数÷①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合							
										都道府県	市区町村	その他の者	事業者自己負担	「その他の者」の具体的概要			
北近畿	1	無	15,434,078 円	15,434,078 円	14,246,842 円	14,246 千円	7,123.0 千円	31,073,843 円	23,550,649 円	7,123,000 円	28.74%	円	%	円	%	18,827,649 円	70.25%
北近畿	2	無	28,674,502 円	28,674,502 円	12,717,643 円	12,717 千円	6,358.5 千円	54,926,535 円	48,568,035 円	6,358,500 円	13.02%	円	%	円	%	48,208,535 円	68.50%
京阪神	3	無	9,802,335 円	9,802,335 円	9,802 千円	4,801.0 千円	10,905,982 円	6,004,992 円	2,450,500 円	40.80%	2,450,500 円	40.80%	円	%	1,106,892 円	18.38%	
合計			54,910,916 円	54,910,916 円	26,964,485 円	36,765 千円	18,382.0 千円	96,908,170 円	78,523,670 円	18,992,000 円	20.28%	2,450,500 円	3.12%	円	%	90,141,178 円	78.60%

事業者名	京都市交通株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	173,578 千円	営業外収益	3,503 千円	経常収益(イ)	177,081 千円
	営業費用	292,570 千円	営業外費用	688 千円	経常費用(ロ)	293,258 千円
	営業損益	△ 118,992 千円	営業外損益	2,815 千円	経常損益	△ 116,177 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,065,426.2 km				経常収支率	60.38 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	170,896 千円	営業外収益	3,569 千円	経常収益(イ)	174,465 千円
	営業費用	290,257 千円	営業外費用	689 千円	経常費用(ロ)	290,946 千円
	営業損益	△ 119,361 千円	営業外損益	2,880 千円	経常損益	△ 116,481 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,080,318.9 km				経常収支率	59.96 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	167,752 千円	営業外収益	4,164 千円	経常収益(イ')	171,916 千円
	営業費用	289,392 千円	営業外費用	1,283 千円	経常費用(ロ')	290,675 千円
	営業損益	△ 121,640 千円	営業外損益	2,881 千円	経常損益	△ 118,759 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,092,438.7 km				経常収支率	59.14 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用(基準期間の前々 年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前々年 度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間※) ロ÷ハ'=c
北近畿	266 円 07 銭	269 円 31 銭	275 円 24 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 採算経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ+ハ+ト
北近畿	270 円 20 銭	376 円 86 銭	270 円 20 銭	166 円 20 銭
北陸	270 円 20 銭	371 円 43 銭	270 円 20 銭	166 円 20 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 別 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画運行 回数 () ①=カッコ内	計画 平均 乗車 密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通再編 事業を実施する区 域におけるキロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との 競合率 ル÷チ (チ=(リ+ヌ+ ル))÷チ+ワ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ ル))÷チ+ワ
				起点	主要 停留 地	終点				往 km (平均)	復 km (平均)		往 km (平均)	復 km (平均)		往 km (平均)	復 km (平均)		
北近畿	第1号	無	高浜線1	高浜駅前	高浜駅前	365日	1,704 (4.6)	3.3	15.1 人	往16.7km 復16.7km	16.7km	往 km 復 km	往8.6km 復8.6km	8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	48.502%
	第2号	無	大江線1	西舞鶴駅前	地蔵	大江駅前	365日	1,583 (4.3)	3.5	15.0 人	往23.6km 復23.6km	23.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%
	第3号	無	福知山線1	市長病院	石原	綾部駅前	365日	2,922 (8.0)	4.3	34.4 人	往15.2km 復15.2km	15.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%
	第4号	無	夜久野線1	福知山駅前	牧	下舞入駅前	365日	1,399.5 (3.8)	4.0	15.2 人	往17.2km 復17.2km	17.2km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	100.000%
合計			系統							往72.7km 復72.7km	72.7km	往 km 復 km	往8.6km 復8.6km	8.6km	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス)÷チエ)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ウ以下の額:カ (d+e+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額 ハ×ウ以上の額:ロ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨータ	補助対象経常費用の概算額 カ×ウ/20=シ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間									
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ×マ=f	
北近畿第1号	無		48.502%	56,913.6 km	15,378,054円	140円51銭	8,021,410円	56883.0km	141円01銭	8,005,832円	57047.2km	140円33銭	7,884,531円	56547km	140円21銭	7,996,930円	7,381,124円	6,920,124円	6,920,124円
北近畿第2号	無		100.000%	74,717.8 km	20,188,695円	167円78銭	12,878,751円	76517.4km	168円28銭	12,839,528円	75412.6km	167円60銭	12,552,802円	74928.4km	167円48銭	12,536,118円	7,652,576円	9,084,912円	7,652,576円
北近畿第3号	無		100.000%	88,828.8 km	24,001,541円	170円43銭	14,825,342円	88751.0km	164円80銭	14,689,777円	89011.1km	165円14銭	14,125,877円	88918.8km	161円35銭	15,139,093円	8,862,448円	10,800,693円	8,862,448円
北近畿第4号	無		100.000%	48,142.8 km	13,008,184円	155円83銭	7,523,824円	48125.4km	158円33銭	7,512,818円	48263.0km	155円65銭	7,490,775円	48159.8km	155円53銭	7,502,093円	5,506,091円	5,853,682円	5,506,091円
合計				288,602.8 km	72,576,474円	円 銭	円	km	円	km	円	km	円	km	円	43,174,235円	29,402,239円	32,659,411円	28,941,239円

補助ブロック名	申請番号	地域価値推進事業の特例措置の有無	ソ×ラ=ツ	ソ×マ=ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソ×ニ×リ=ツ ソ×ニ×リ×ウ×エ×カ ソ×ニ×リ×ウ×エ×カ×フ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ウ×ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム×ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合										
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要		
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北近畿第1号	無		3,356,398円	3,356,398円	2,188,935円	2,188千円	1,094千円	7,381,124円	6,287,124円	1,094,000円	17.40%	1,291,592円	1,291,592円	22.14%	2,801,057円	60.46%	75円	0.00%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。	
北近畿第2号	無		7,652,576円	7,652,576円	5,339,008円	5,339千円	2,669.5千円	7,652,576円	4,983,076円	2,889,800円	53.57%	2,132,578円	1,392,087円	921,509円	46.43%		1,000円	0.02%		
北近畿第3号	無		8,862,448円	8,862,448円	6,648,836円	6,648千円	3,323千円	8,862,448円	5,539,448円	3,323,000円	59.99%	2,216,448円	2,216,448円	40.01%				0.00%		
北近畿第4号	無		5,506,091円	5,506,091円	4,348,813円	4,348千円	2,173千円	5,506,091円	3,333,091円	2,173,000円	65.19%	1,160,091円	1,160,091円	34.81%				0.00%		
合計			25,377,513円	25,377,513円	18,321,710円	18,319千円	9,259千円	29,402,239円	20,142,739円	8,259,000円	45.97%	7,082,107円	2,784,058円	4,298,048円	35.16%	3,801,057円	18.87%	1,075円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

- (1) 記載事項
- 1.乗客バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2第1条第3項に係る経常費用を除くこと。
 - 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を要すること。
 - 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 6.地域キロ当たり経常経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 7.申請書等は、事業者ごと一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ経路番号を付し、かつ番号とすること。
 - 8.「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年0月0日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 9.「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、かつ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 10.「系統キロ程」とは、地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は「リ」に記載すること。
 - 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線である、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チー)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
 - 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 14.「系統キロ程」と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量5人未満を除いた数値(複数切り捨て)をい。
 - 17.「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額に、(ソ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前年度のいずれの実績が
 - 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2第1条第3項に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5、ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

平成32年度

事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	173,578 千円	営業外収益	3,503 千円	経常収益(イ)	177,081 千円	
	営業費用	292,570 千円	営業外費用	688 千円	経常費用(ロ)	293,258 千円	
	営業損益	△ 118,992 千円	営業外損益	2,815 千円	経常損益	△ 116,177 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,065,428.2 km					経常収支率	60.38 %

基準期間の 前々年度 の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	170,896 千円	営業外収益	3,569 千円	経常収益(イ)	174,465 千円	
	営業費用	290,257 千円	営業外費用	689 千円	経常費用(ロ)	290,946 千円	
	営業損益	△ 119,361 千円	営業外損益	2,880 千円	経常損益	△ 116,481 千円	
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ')	1,080,318.9 km					経常収支率	59.96 %

基準期間の 前々年度 の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	167,752 千円	営業外収益	4,164 千円	経常収益(イ')	171,916 千円	
	営業費用	289,392 千円	営業外費用	1,283 千円	経常費用(ロ')	290,675 千円	
	営業損益	△ 121,640 千円	営業外損益	2,881 千円	経常損益	△ 118,759 千円	
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,092,438.7 km					経常収支率	59.14 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用(基準期間の前々 年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間※) ロ÷ハ'=c
北近畿	266 円 07 銭	269 円 31 銭	275 円 24 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	270 円 20 銭	376 円 86 銭	270 円 20 銭	166 円 20 銭
北陸	270 円 20 銭	371 円 43 銭	270 円 20 銭	166 円 20 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画 平均 乗車 密度	計画 輸送量 ()	系統キロ程	地域公共交通両種 事業を実施する区 域におけるキロ程	系統キロ 程と地域 公共交通 事業を委 託する区 域におけ るキロ程 との比較	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線との 競合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (ア-(リ+ヌ+ ル))÷ア=ワ
				起点	主要 停留 地	終点											
北近畿	第1号	無	高浜線	東舞鶴駅前	高浜駅前	366日	1,707 (4.6)	回	3.3	16.1 人	往16.7km (平均) 復16.7km 16.7km	往 km (平均) 復 km . km	往8.6km (平均) 復8.6km 8.6km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	48.502%
	第2号	無	大江線	西舞鶴駅前	大江駅前	366日	1,584 (4.3)	回	3.5	15.0 人	往23.6km 復23.6km 23.6km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km . km	%	100.000%
	第3号	無	福知山線	市民病院	石原 綾部駅前	366日	2,925 (7.9)	回	4.3	33.9 人	往15.2km 復15.2km 15.2km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km . km	%	100.000%
	第4号	無	夜久野線	福知山駅前	牧 下舞入駅前	366日	1,402.5 (3.8)	回	4.0	15.2 人	往17.2km 復17.2km 17.2km	往 km 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km . km	%	100.000%
合計			系統								往72.7km 復72.7km	往 km 復 km . km	往8.6km (平均) 復8.6km 8.6km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック等都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ($\frac{ア}{ア+イ}$) ナチマ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ ($d+e+i$)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の経常収益の見込額 ハ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨータ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ			
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間								
						経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ							
北近畿第1号	無	48.502%	57,013.8 km	15,405,128円	140円51銭	8,021,470円	56883.0km	141円01銭	8,005,832円	57047.2km	140円33銭	7,884,837円	56947km	140円21銭	8,011,010円	7,394,118円	6,932,307円	6,932,307円
北近畿第2号	無	100.000%	74,764.8 km	20,201,448円	167円78銭	12,876,731円	78517.4km	168円28銭	12,839,528円	75412.8km	167円60銭	12,532,802円	74829.4km	167円48銭	12,544,039円	7,657,409円	9,090,651円	7,657,409円
北近畿第3号	無	100.000%	88,920.0 km	24,026,184円	170円43銭	14,828,541円	86751.0km	164円80銭	14,899,777円	89011.1km	165円14銭	16,155,877円	88919.9km	181円35銭	15,154,636円	8,871,548円	10,811,782円	8,871,548円
北近畿第4号	無	100.000%	48,246.0 km	13,036,069円	155円83銭	7,523,824円	48125.4km	158円33銭	7,512,618円	48283.0km	155円65銭	7,490,775円	48159.8km	155円53銭	7,518,175円	5,517,894円	5,866,231円	5,517,894円
合計			268,844.8 km	72,668,829円	円 銭	円	km	円	km	円	km	円	km	円	円	円	円	円

補助ブロック名	申請番号	地域価値推進事業の特例措置の有無	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック等都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ソマラニツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック等都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 ソマラニツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ソマラニツ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿第1号	無	3,362,307円	3,362,307円	2,192,808円	2,192千円	1,096千円	7,394,118円	6,298,118円	1,096,000円	17.40%	1,294,294円	1,394,294円	22.14%	3,807,748円	60.46%	76円	0.00%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。	
北近畿第2号	無	7,657,409円	7,657,409円	5,342,376円	5,342千円	2,671千円	7,657,409円	4,986,409円	2,671,000円	53.57%	2,315,409円	1,332,170円	822,239円	46.43%				0.00%	
北近畿第3号	無	8,871,548円	8,871,548円	6,737,884円	6,737千円	3,368.5千円	8,871,548円	5,503,048円	3,288,500円	61.21%	2,134,548円	2,134,548円	38.79%		1,000円	0.02%			
北近畿第4号	無	5,517,894円	5,517,894円	4,358,232円	4,356千円	2,178千円	5,517,894円	3,339,894円	2,178,000円	65.21%	1,161,894円	1,161,894円	34.79%				0.00%		
合計		25,409,158円	25,409,158円	18,839,802円	18,827千円	9,313千円	28,440,969円	20,127,469円	9,213,000円	46.27%	7,006,145円	2,787,484円	4,218,661円	34.81%	3,807,748円	18.92%	1,076円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

- (1) 記載要領
- 乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業と他の事業を兼業している場合の経常収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
 - 「キロ当たり標準経常費用」は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、系統ごとに連番とするとすこと。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正別添第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全運行回数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画の実施区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(ア)-補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画の実施区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に定める経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-8の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通再編維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

事業者名	京都交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	173,578 千円	営業外収益	3,503 千円	経常収益(イ)	177,081 千円	
	営業費用	292,570 千円	営業外費用	688 千円	経常費用(ロ)	293,258 千円	
	営業損益	△ 118,992 千円	営業外損益	2,815 千円	経常損益	△ 116,177 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,065,426.2 km					経常収支率	60.38 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	170,896 千円	営業外収益	3,569 千円	経常収益(イ)	174,465 千円	
	営業費用	290,257 千円	営業外費用	689 千円	経常費用(ロ)	290,946 千円	
	営業損益	△ 119,361 千円	営業外損益	2,880 千円	経常損益	△ 116,481 千円	
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,080,318.9 km					経常収支率	59.98 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	167,752 千円	営業外収益	4,164 千円	経常収益(イ')	171,916 千円	
	営業費用	289,392 千円	営業外費用	1,283 千円	経常費用(ロ')	290,675 千円	
	営業損益	△ 121,640 千円	営業外損益	2,881 千円	経常損益	△ 118,759 千円	
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ')	1,092,438.7 km					経常収支率	59.14 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用(基準期間の前々 年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用(基準期間※) ロ÷ハ'=c
北近畿	266 円 07 銭	269 円 31 銭	275 円 24 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハト
北近畿	270 円 20 銭	376 円 86 銭	270 円 20 銭	166 円 20 銭
北陸	270 円 20 銭	371 円 43 銭	270 円 20 銭	166 円 20 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措置	運 行 系 統 名	通 行 系 統			計 画 運 行 回 数 ()	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 生 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程	系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 生 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 較 オ ナ チ ョ ク	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程	他 路 線 と の 競 合 部 分 に 関 する キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率 ル キ チ	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分、 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率 {(ア-リ)+ヌ+ ル)}÷エ ア
				起 点	主 要 乗 降 場	終 点				①=カ コ 内	②			①×② =③	テ		オ	リ		
北 近 畿	北近畿 第1号	無	高浜線	東舞鶴駅前	高浜駅前	365日	1,704 (4.6)	3.3	16.1 人	往16.7km (平均) 復16.7km	16.7km	復 km . km	%	往8.6km (平均) 復8.6km	8.6km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	48.502%	
	北近畿 第2号	無	大江線	西舞鶴駅前	大江駅前	365日	1,583 (4.3)	3.5	15.0 人	往23.6km 復23.6km	23.6km	復 km . km	%	往 km 復 km . km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%		
	北近畿 第3号	無	福知山線	市民病院	石原 線部駅前	365日	2,922 (8.0)	4.3	34.4 人	往15.2km 復15.2km	15.2km	復 km . km	%	往 km 復 km . km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%		
	北近畿 第4号	無	夜久野線	福知山駅前	牧 下舞鶴駅前	365日	1,399.5 (3.8)	4.0	15.2 人	往17.2km 復17.2km	17.2km	復 km . km	%	往 km 復 km . km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%	100.000%		
合 計			系統	/	/	/	/	/	/	往72.7km 復72.7km	72.7km	復 km . km	%	往8.6km (平均) 復8.6km	8.6km	復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	%		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (デ-リ+ナス)÷チ=ラ	計画実走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ (d+t+f)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ハ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額額 ソ
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
						経常収益 ヤ	実走行キロ マ	補助対象系統の実走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=ド	経常収益 ヤ	実走行キロ マ	補助対象系統の実走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=ド	経常収益 ヤ	実走行キロ マ	補助対象系統の実走行キロ当たり経常収益 ヤ×マ=ド				
北近畿第1号	無	48.502%	56,913.6 km	15,378,054円	140円51銭	8,021,170円	56883.0km	141円01銭	8,005,832円	57047.2km	140円33銭	7,984,837円	56947km	140円21銭	7,996,930円	7,381,124円	6,920,124円	6,920,124円
北近畿第2号	無	100.000%	74,717.8 km	20,188,695円	167円78銭	12,878,751円	76517.4km	168円28銭	12,839,338円	75412.8km	167円60銭	12,532,802円	74826.4km	167円48銭	12,536,119円	7,652,576円	9,084,912円	7,652,576円
北近畿第3号	無	100.000%	88,828.8 km	24,001,541円	170円43銭	14,828,342円	86751.0km	164円80銭	14,894,777円	89011.1km	165円14銭	16,125,877円	88918.9km	181円35銭	15,139,093円	8,862,448円	10,800,693円	8,862,448円
北近畿第4号	無	100.000%	48,142.8 km	13,008,184円	155円83銭	7,523,824円	48126.4km	156円33銭	7,512,618円	48263.0km	155円65銭	7,490,776円	48159.8km	155円53銭	7,502,093円	5,506,091円	5,853,682円	5,506,091円
合計			288,602.8 km	72,576,474円	円 銭	円	km	円	km	円	km	円	km	円	43,174,235円	29,402,239円	32,659,411円	28,941,239円

補助ブロック名	申請番号	地域圏連携事業の特例措置の有無	ソ×ラ=ツ	ソ×ラ=ツ	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×ノの合計 計画運行回数=ノ	補助対象経費 ナ	ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ=ロ	ウの負担者とその負担割合								「その他の」の具体的な概要	
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿第1号	無	3,356,398円	3,356,398円	2,188,932円	2,188千円	1,094千円	7,381,124円	6,287,124円	1,094,000円	17.40%	1,391,892円	1,391,892円		22.14%	3,801,057円	60.46%	75円	0.00%	その他の者の額は北近畿ブロックのデータになります。
北近畿第2号	無	7,652,576円	7,652,576円	8,339,008円	5,339千円	2,669.5千円	7,652,576円	4,983,076円	2,669,500円	53.57%	2,313,578円	1,292,067円	821,509円	46.43%			1,000円	0.02%	
北近畿第3号	無	8,862,448円	8,862,448円	8,848,836円	8,848千円	3,323千円	8,862,448円	5,539,448円	3,323,000円	59.99%	2,216,448円		2,216,448円	40.01%				0.00%	
北近畿第4号	無	5,506,091円	5,506,091円	4,348,932円	4,348千円	2,173千円	5,506,091円	3,333,091円	2,173,000円	65.19%	1,180,091円		1,180,091円	34.81%				0.00%	
合計		25,377,513円	25,377,513円	18,521,710円	18,519千円	9,259千円	28,402,239円	20,142,739円	9,259,000円	45.97%	7,082,107円	2,784,039円	4,298,068円	35.16%	3,801,057円	18.87%	1,075円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県側の国庫申請額を併せて控除しています。

(1) 記載要領

- 乗入バス事業の収益、実走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗入バス事業と他の事業を兼業している場合の経常収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特例の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、損益相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
- 申請番号は、事業ごとに、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じた番号をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再興実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成28年〇月〇日改正別添第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全年度における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再興事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との結合部分に係るキロ程」の欄は、小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「他路線との結合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該結合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(デ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ウ))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再興事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との結合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実走行キロ」の欄は、小敷点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みだし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を6人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ネ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
- 「補助対象系統の実走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出した経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績が
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(製造書類)と、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び製造書類。ただし、過去に生活交通再興維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)と、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通再興維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再興実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再興実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再興特例を受けようとする系統の再興の概要

表2 地域公共交通維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 丹後海陸交通株式会社 32年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) ^(イ) の損益状況	集合バス事業					
	営業収益	144,491千円	営業外収益	1,329千円	経常収益(イ)	145,819千円
	営業費用	422,412千円	営業外費用	1,449千円	経常費用(ロ)	423,861千円
	営業損益	△ 277,921千円	営業外損益	△ 121千円	経常損益	△ 278,042千円
補助対象期間の 前々年度の 営業走行キロ(ハ)	1,899,619.8 km	経常収支率				33.80%

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	140,749千円	営業外収益	2,786千円	経常収益(イ)	143,535千円
	営業費用	426,070千円	営業外費用	1,676千円	経常費用(ロ)	427,746千円
	営業損益	△ 285,321千円	営業外損益	810千円	経常損益	△ 284,511千円
基準期間の前年度の 営業走行キロ(ハ)	1,897,777.8 km	経常収支率				33.54%

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業					
	営業収益	149,233千円	営業外収益	4,997千円	経常収益(イ)	154,230千円
	営業費用	423,743千円	営業外費用	1,789千円	経常費用(ロ)	425,532千円
	営業損益	△ 274,510千円	営業外損益	3,228千円	経常損益	△ 271,282千円
基準期間の前々年度の 営業走行キロ(ハ)	1,708,950.0 km	経常収支率				36.27%

(補助対象事業の「基準期間」を最前年度とする連続した過去3年間に於ける営業走行キロ当たり経常費用率)

補助ブロック名	補助対象事業の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) 円/キロ	補助対象事業の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) 円/キロ	補助対象事業の営業走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) 円/キロ
北近畿	248円99銭	253円55銭	255円26銭

※(基準期間)とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業の営業走行 キロ当たり経常費用 (イ+ロ)/3キロ	地域キロ当たり 標準経常費用 円	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 円	キロ当たり経常収益 イ+ハ+ホ 円
北近畿	252円.60銭	376円.85銭	252円.60銭	85円.79銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統	路線名	区間	実定 停留所	経路	計画運行日数 (日)	計画運行距離 ①=カッコ内 ②	計画平均車密度 ③=②/①	計画乗客数 ④=③×①	系統キロ程 チ	地域公共交通関係事業 実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通 関係事業実施する区域にお けるキロ程との比率 オ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 乗入部分から 乗入部分のキロ程 ヌ	乗入部分の割合 割合に換算キロ程 ル	他用種別の 乗客率	補助ブロック外 乗入部分、 同一補助ブ ロック乗入部 分、乗入部 分以外乗入 部分及び乗 入部分以外 の乗客率 の比率 ヨ (チ×(リ+ヌ +ル))/チ×ヨ
北 近 畿	第1号	伊根線	伊根線	伊根線	伊根線	伊根線	伊根線	366日	2376.0 (8.4)	4.3	27.5人	往 27.9Km 戻 27.9Km	往 27.9Km 戻 27.9Km	100.00%				100.00%	
	第2号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	1447.0 (4.5)	5.8	23.2人	往 47.8Km 戻 47.8Km	往 47.8Km 戻 47.8Km	100.00%				100.00%	
	第3号	鏡ヶ峰線	鏡ヶ峰線	鏡ヶ峰線	鏡ヶ峰線	鏡ヶ峰線	鏡ヶ峰線	366日	1484.0 (4.0)	4.8	18.4人	往 40.0Km 戻 40.0Km	往 40.0Km 戻 40.0Km	100.00%				100.00%	
	第4号	青島線	青島線	青島線	青島線	青島線	青島線	366日	1407.2 (3.8)	4.1	15.8人	往 22.9Km 戻 22.9Km	往 22.9Km 戻 22.9Km	100.00%				100.00%	
	第5号	神山線	神山線	神山線	神山線	神山線	神山線	366日	2188.0 (8.0)	2.8	15.8人	往 18.5Km 戻 18.5Km	往 18.5Km 戻 18.5Km	100.00%				100.00%	
	第6号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	2011.8 (5.4)	2.8	15.1人	往 20.3Km 戻 20.3Km	往 20.3Km 戻 20.3Km	100.00%				100.00%	
	第7号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	2882.0 (7.4)	3.7	27.0人	往 37.3Km 戻 37.3Km	往 37.3Km 戻 37.3Km	100.00%				100.00%	
	第8号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	1830.0 (5.0)	5.2	26.0人	往 40.8Km 戻 40.8Km	往 40.8Km 戻 40.8Km	100.00%				100.00%	
	第9号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	1851.8 (5.2)	3.0	15.8人	往 32.1Km 戻 32.1Km	往 32.1Km 戻 32.1Km	100.00%				100.00%	
	第10号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	1847.0 (4.0)	3.6	18.2人	往 22.3Km 戻 22.3Km	往 22.3Km 戻 22.3Km	100.00%				100.00%	
	第11号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	1932.0 (5.2)	6.0	31.8人	往 33.8Km 戻 33.8Km	往 33.8Km 戻 33.8Km	100.00%				100.00%	
	第12号	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	関入線	366日	1584.0 (4.2)	3.6	15.4人	往 31.0Km 戻 31.0Km	往 31.0Km 戻 31.0Km	100.00%				100.00%	
	第13号	丹後山線	丹後山線	丹後山線	丹後山線	丹後山線	丹後山線	366日	1448.0 (4.0)	3.8	15.6人	往 42.7Km 戻 42.7Km	往 42.7Km 戻 42.7Km	100.00%				100.00%	
合計	系統											往 452.0Km 戻 451.7Km	往 452.0Km 戻 451.7Km					100.00%	

補助ブロック名	申請番号	特別措置 (チ×(リ+ヌ+ル) 千円)	計画営業走行 キロ	補助対象 経常費用 の負担額 円	補助対象経常 費用の負担割合 (イ+ロ)/3	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の負担額 円	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 円	補助対象経常 費用の負担割合 カ×ヨ/イ+ロ+ヌ	又又はのうちのい ずれか少ないほうの 負担割合 ソ
						基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間		補助対象系統の 営業走行 キロ ヤ	補助対象系統 の営業走行 キロ ザ	補助対象系統 の営業走行 キロ ナ	補助対象系統 の営業走行 キロ ヘ	補助対象系統 の営業走行 キロ ニ	補助対象系統 の営業走行 キロ ホ				
						経常収益 円	営業走行 キロ	経常収益 円	営業走行 キロ	経常収益 円	営業走行 キロ										
北 近 畿	第1号		176,704.8 km	44,636,490 円	85円.80銭	14,780,850 円	47,892 km	84円.02銭	14,851,248 円	48,204 km	82円.82銭	13,275,842 円	39,426 km	81円.58銭	15,181,221 円	29,474,939 円	20,063,984 円	20.063,984 円	20.063,984 円		
	第2号		154,114.4 km	41,435,297 円	87円.24銭	13,859,570 円	42,200 km	84円.55銭	13,814,288 円	41,912 km	84円.55銭	13,027,094 円	32,194 km	83円.84銭	14,212,341 円	27,107,958 円	18,894,883 円	18,894,883 円	18,894,883 円		
	第3号		175,340.8 km	44,245,828 円	81円.40銭	8,885,737 円	19,279 km	54円.28銭	11,428,181 円	11,849 km	68円.21銭	10,536,300 円	12,779 km	81円.27銭	10,758,736 円	23,506,040 円	18,818,821 円	18,818,821 円	18,818,821 円		
	第4号		81,794.8 km	18,808,291 円	122円.95銭	4,071,832 円	81,883 km	120円.97銭	7,482,271 円	81,284 km	121円.06銭	11,681,923 円	81,268 km	118円.83銭	7,897,883 円	8,011,706 円	7,024,225 円	7,024,225 円	7,024,225 円		
	第5号		70,491.8 km	17,804,178 円	97円.40銭	7,538,931 円	79,268 km	106円.22銭	7,077,828 円	78,182 km	89円.47銭	8,105,429 円	70,858 km	84円.52銭	8,855,882 円	10,840,218 円	6,012,780 円	6,012,780 円	6,012,780 円		
	第6号		81,848.8 km	20,828,056 円	77円.19銭	4,481,418 円	77,478 km	83円.85銭	5,778,182 円	77,283 km	74円.41銭	8,683,907 円	80,828 km	73円.30銭	8,003,869 円	14,231,188 円	8,282,078 円	8,282,078 円	8,282,078 円		
	第7号		200,838.4 km	50,848,848 円	57円.00銭	13,008,848 円	201,987 km	85円.12銭	10,682,122 円	200,814 km	82円.56銭	10,638,890 円	199,816 km	83円.29銭	11,439,898 円	39,358,802 円	32,813,500 円	22,813,500 円	22,813,500 円		
	第8号		148,912.8 km	37,898,175 円	73円.52銭	11,620,258 円	141,942 km	79円.73銭	10,020,771 円	140,846 km	88円.03銭	12,854,718 円	141,912 km	72円.21銭	11,021,448 円	26,845,527 円	17,040,878 円	17,040,878 円	17,040,878 円		
	第9号		124,891.8 km	31,284,454 円	85円.01銭	11,245,538 円	123,229 km	80円.80銭	10,227,277 円	124,301 km	80円.01銭	10,003,748 円	123,841 km	81円.09銭	10,583,471 円	20,842,983 円	14,124,804 円	14,124,804 円	14,124,804 円		
	第10号		88,575.4 km	18,816,948 円	98円.27銭	8,202,708 円	81,278 km	109円.70銭	4,772,811 円	82,828 km	101円.89銭	5,972,291 円	82,263 km	90円.19銭	8,542,365 円	10,237,438 円	7,587,825 円	7,587,825 円	7,587,825 円		
	第11号		82,940.0 km	23,249,304 円	104円.37銭	8,597,881 円	81,478 km	83円.20銭	8,834,280 円	82,483 km	84円.81銭	11,218,871 円	82,868 km	123円.18銭	8,008,319 円	13,343,089 円	10,432,188 円	10,432,188 円	10,432,188 円		
	第12号		159,892.8 km	40,292,285 円	115円.68銭	23,251,447 円	161,327 km	140円.97銭	17,858,487 円	160,814 km	118円.29銭	12,037,030 円	160,602 km	106円.74銭	18,138,811 円	21,252,848 円	16,178,828 円	16,178,828 円	16,178,828 円		
	第13号		124,828.8 km	31,881,488 円	53円.00銭	8,838,232 円	122,292 km	54円.23銭	6,474,127 円	122,419 km	52円.81銭	6,475,840 円	121,989 km	51円.84銭	6,822,257 円	24,885,108 円	14,211,839 円	14,211,839 円	14,211,839 円		
合計			1,844,928.8 km	410,282,536 円		140,221,641 円	128,204 km		131,094,495 円	127,809 km		132,081,132 円	128,361 km		135,943,231 円	286,456,907 円	187,378,831 円	187,378,831 円			

補助プロジェクト名	申請番号	補助対象種別	ソノうち補助プロジェクト外入部分、同一補助プロジェクト補助費外入部分及び補助費以外の資金部分以外に在るもの	ソノうち補助プロジェクト外入部分、同一補助プロジェクト補助費外入部分及び補助費以外の資金部分以外に在るもの	計画平均歳末人口密度が人口減少の地域	補助対象地域	計画種別	経費費用から経費収益を控除した額	経費収益から経費費用を控除した額	この歳入とその他の歳入								
										普通国庫		市町村		その他の歳入		事業費自己負担		「その他の歳入」の具体的歳入
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号		20,085,900 円		円	15,892,180 円	15,892 千円	7,848 千円	29,474,259 円	21,828,259 円	4,109,000 円	18.00%	1,014,000 円	81.00%	円	円	円	円	
第2号		18,854,883 円		円		18,854 千円	9,327 千円	27,137,956 円	17,810,956 円	8,445,000 円	48.20%	1,014,000 円	53.37%	円	円	円	円	
第3号		18,019,821 円		円	14,939,715 円	14,939 千円	7,469.5 千円	33,508,040 円	28,038,540 円	6,198,500 円	22.81%	1,014,000 円	78.18%	円	円	円	円	
第4号		7,024,223 円		円	5,545,440 円	5,545 千円	2,772.5 千円	8,011,706 円	5,239,206 円	479,000 円	12.83%	1,014,000 円	87.04%	円	円	円	円	
第5号		8,012,790 円		円	4,006,390 円	4,006 千円	2,003 千円	10,840,298 円	9,937,298 円	2,000,000 円	22.41%	1,014,000 円	77.59%	円	円	円	円	
第6号		9,281,076 円		円	5,197,264 円	5,197 千円	2,578.5 千円	14,225,189 円	11,746,889 円	2,579,500 円	21.69%	1,014,000 円	78.05%	円	円	円	円	
第7号		22,813,500 円		円	18,825,884 円	18,825 千円	7,812.5 千円	39,258,802 円	31,444,302 円	7,812,500 円	24.80%	1,014,000 円	75.15%	円	円	円	円	
第8号		17,040,878 円		円		17,040 千円	8,520 千円	26,848,527 円	18,326,527 円	8,520,000 円	48.49%	1,014,000 円	83.81%	円	円	円	円	
第9号		14,124,804 円		円	7,895,172 円	7,895 千円	3,997.5 千円	20,824,883 円	18,827,483 円	3,997,500 円	23.70%	1,014,000 円	78.24%	円	円	円	円	
第10号		7,567,825 円		円	5,045,083 円	5,045 千円	2,522.5 千円	10,274,581 円	7,752,081 円	2,522,500 円	32.54%	1,014,000 円	67.44%	円	円	円	円	
第11号		10,482,186 円		円		10,482 千円	5,231 千円	13,643,089 円	8,412,089 円	5,231,000 円	62.18%	1,014,000 円	37.82%	円	円	円	円	
第12号		18,175,828 円		円	12,880,870 円	12,880 千円	6,340 千円	21,253,688 円	14,813,688 円	4,839,000 円	32.54%	1,014,000 円	87.18%	円	円	円	円	
第13号		14,211,859 円		円	10,859,744 円	10,859 千円	5,329 千円	24,953,109 円	19,626,109 円	5,329,000 円	22.12%	1,014,000 円	72.83%	円	円	円	円	
合計		187,278,631 円		円	97,248,222 円	142,498 千円	71,748 千円	280,450,207 円	208,701,207 円	82,121,500 円	28.70%	1,014,000 円	70.22%	円	円	円	円	

(1) 記載事項

1. 歳入/歳出等の記載、事業実行キロについては、歳入/歳出及び「費用控除」を等しく、費用については、歳入/歳出及び「費用控除」を等しく補助対象期間(補助費交付要綱第5条で定める期間)における補助費交付要綱第2編第1章第3節に係る経費費用を指すこと。
2. 補助対象事業の計画期間(補助費交付要綱第5条で定める期間)と経過している事業年度については、補助対象期間の経費実行を行い、その経費実行(千円未満の経費は切り捨て)を繰越収支帳簿に記載すること。
3. 補助対象期間(補助費交付要綱第5条で定める期間)中の歳入/歳出等の記載は、当該年度の歳入/歳出及び費用の記載は、昭和29年6月1日付(自費経費30年、自費第1号、自費第5号)によること。なお、これより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の歳入/歳出等の記載は、「基準期間の前々年度の歳入/歳出」の欄に、経費実行前額を記載した額を記載すること。
5. 補助プロジェクトの種別は、補助費交付要綱第8条の名称を記載すること。
6. 地域キロロは、補助費交付要綱第5条を記載すること。
7. 申請番号は、事業年度と、系統ごとに一意番号とする。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトに当たるときは、その比率に応じて1つをカッコ番号とする。
8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は「1」、平成29年8月2日改正規則第2条の規定に該当する場合は「2」を記載する。
9. 「計画実行進捗」の欄は、補助対象期間中の全額計画実行進捗を記載する。また、カッコ内には1日毎計画実行進捗又は平日1日毎計画実行進捗のいずれかを記載する。
10. 「経費キロロ」の欄は、「地域公共交通計画」を策定する区域におけるキロロの欄、「補助プロジェクト外入部分のキロロ」の欄、「普通国庫外入部分のキロロ」の欄及び「経費と他の歳入」の欄に記載する。なお、小規模第1種(第2位以下切り捨て)で算出され、往復のキロロが異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プロジェクト普通国庫外入部分のキロロ」の欄は、同一補助プロジェクトにおける普通国庫外入部分のキロロを記載することとし、補助プロジェクトが異なる普通国庫外入部分については記載すること。
12. 「経費と他の歳入」の欄は、他の歳入と他の歳入の合計が90%以上の生活交通路線である、当該事業年度の普通国庫(1日あたり10人以上を乗入れる部分のキロロをい)、当該補助プロジェクト内(系統キロロ(同一補助プロジェクト外入部分のキロロ(同一補助プロジェクト普通国庫外入部分のキロロ(2))に在るキロロ)を記載すること。
13. 補助プロジェクト外入部分及び普通国庫外入部分以外のキロロの比率の欄、「ソノうち補助プロジェクト外入部分及び同一補助プロジェクト普通国庫外入部分以外に在るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 系統キロロと地域公共交通計画策定区域におけるキロロの比率の欄、「経費と他の歳入」の欄、「補助プロジェクト外入部分、普通国庫外入部分及び他の歳入と他の歳入以外のキロロの比率」の欄、「補助プロジェクト外入部分及び普通国庫外入部分以外のキロロの比率」の欄については、各以下3項(小規模第1種)を切り捨てて算出すること。
15. 「計画実行進捗」の欄は、補助対象系統のキロロ(経費実行)の「実実行キロロ」の欄は、小規模第1種(第2位以下切り捨て)で算出して記載すること。
16. 「計画平均歳末人口密度が人口減少の地域」の欄は、計画平均歳末人口密度が人口減少の地域についてのみ記載すること。なお、みなし運行区間は当該運行系統の計画輸送量と5人以上を乗入れる区間(輸送切り捨て)をい。
17. 補助対象期間の「(4)計画平均歳末人口密度が人口減少の地域」に該当する場合は(4)の金額を記載し、記載がない場合は(5)の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、上記の場合の(4)の金額又は(5)の金額に、「(7)の金額から上記の場合の(4)の金額を控除して算出された額(2)の比率を算出して算出した額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(7)の金額を記載する(千円未満の経費は切り捨てること)。
18. 「補助対象期間の歳入/歳出及び経費収益」の欄は、「基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロロ(経費実行)の算出を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の算出がない場合は、補助対象期間の算出の1/20に相当する額と普通国庫外入部分等が算出する経費収益の算出額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の算出がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の算出を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの算出がない場合は、基準期間の算出を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに計画単価(1千円)を記載することとし、合計の計画単価の欄は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の小数は切り捨てること。

(2) 実行事項

1. 補助対象期間(補助費交付要綱第5条で定める期間)中の歳入/歳出等の記載は、「基準期間」に係る経費実行進捗等(第2編第2条第2項の「事業報告書」(補助費交付要綱第2編第1章第3節に係る経費費用を除く)これに相当する事項を記載した書類(経費書類))及び「基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び経費書類」に、また、生活交通路線策定計画の認定申請又は補助費交付申請の添付書類として提出している場合は、当該事業の進捗を記載することができる。
2. 補助対象期間(補助費交付要綱第5条で定める期間)中の歳入/歳出等の記載は、「基準期間」に係る経費実行進捗等(第2編第2条第2項の「事業報告書」(補助費交付要綱第2編第1章第3節に係る経費費用を除く)これに相当する事項を記載した書類(経費書類))及び「基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び経費書類」に、また、生活交通路線策定計画の認定申請又は補助費交付申請の添付書類として提出している場合は、当該事業の進捗を記載することができる。
3. 地域公共交通計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通計画の策定及び認定通知書の策定及び再編特別を受けようとする系統の再編の進捗

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

33年度

Table 1: Summary of financial data for three periods (前々年度, 前年度, 当年度) comparing 'Bus Business' (乗合バス事業) and 'Subsidized Bus Business' (補助対象事業) across metrics like revenue, expenses, and subsidies.

Table 2: Breakdown of subsidy amounts by project block (補助ブロック) for the current fiscal year, categorized by 'Total', 'Local', and 'Subsidized'.

Table 3: Summary of operating costs and revenue per bus stop (キロ当たり) for the current fiscal year, including 'Operating Costs' and 'Revenue'.

Table 4: Detailed project information for 13 bus routes in the 'Northern Area' (北近畿). Columns include route number, route name, route length, vehicle type, passenger volume, and various cost/revenue metrics.

Table 5: Detailed financial breakdown for the 13 bus routes, showing revenue, operating costs, and subsidy amounts in Yen, categorized by route number.

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

都道府県名：京都府

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
		該当なし		

(記載要領)
 ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
 ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
 ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村に与える交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

31年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通株式会社	2 (新規1両、継続1両)	3,621
	京阪京都交通株式会社	8 (新規2両、継続6両)	14,580
	西日本JR/バス株式会社	13 (新規2両、継続11両)	11,384
	京都交通株式会社	2 (新規1両、継続1両)	3,855
	丹後海陸交通株式会社	11 (新規2両、継続9両)	16,635
	合計		50,075

表6 車両の取得計画の概要

32年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通 株式会社	2 (新規1両、継続1両)	4,800
	京阪京都交通 株式会社	8 (継続8両)	10,815
	西日本JR/バス 株式会社	12 (継続12両)	9,042
	京都交通 株式会社	1 (継続1両)	1,800
	丹後海陸交通 株式会社	10 (新規2両、継続8両)	15,126
	合計		41,583

表6 車両の取得計画の概要

33年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通株式会社	2 (継続2両)	2,880
	京阪京都交通株式会社	8 (継続8両)	8,190
	西日本JR/バス株式会社	8 (継続8両)	8,532
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	1,080
	丹後海陸交通株式会社	10 (新規2両、継続8両)	14,622
	合計		35,304

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 奈良交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成31年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	事業維持期間補助申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入者の種別 (個人、法人、リース)
京阪神	1	和歌木津線	第1号	バスラフイック スロープ付き 標準	59	8.9	30.10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定費(円)*消費税込除く		特別償却額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却期間(月)	償却期間中のうち少ない方の額(円)	事業者償却額(円)	償却期間中のうち少ない方の額(円)	計画額(千円)
	車両価格	改造費								
1	14,898,300	1,985,000	0	16,883,300	16,883,299	12	6,000,000	6,753,320	6,000,000	3,000.0
計	14,898,300	1,985,000	0	16,883,300	16,883,299		6,000,000	6,753,320	6,000,000	3,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費	申請額(千円)
	への額以内				
計					

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナフ	3,000
6,000	3,000

【負担者ごとの負担割合】

補助プログラム名	助成期間		その他の負担割合		事業者負担割合		その他の負担割合	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
京阪神	50.0%	3,000,000	0%	0	0%	0	0%	0
合計	50.0%	3,000,000	0%	0	0%	0	0%	0

*残存価値(円)	9,000,000
ヘ-1=9	0
ヘ-2=9	9,000,000

事業者償却額	6,753,320	ル×ワ÷12	10,129,980
事業者負担額	0		0
計	6,753,320		10,129,980

2年目以降(平成 31 年度)

福祉維持費(国庫補助金)	
申請番号	申請書名
2	和東本津線 第1号

【購入前減価償却法(定率法)】
 ○定率法の減価償却方法(定率法)※法令で定められた場合を除き、年度間での減価不可

定率法

申請番号	補助対象年度額 (円)	残存価額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業費償却額 (円)	との方のうち少 い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 2×1/2(円) (減価率)1/2	国庫補助金 内定申請額(千円)
2	15,000,000	1,242,000	1,242,000	0	1,242,000	1,411,492	1,242,000	5	1,242,000	621.0
計	15,000,000	1,242,000	1,242,000	0	1,242,000	1,411,492	1,242,000		1,242	621

*残存価額 (円)
0
0
0
0

【算額購入金融費用】

○定率法の減価償却方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	補助対象経費 と2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 計額(千円)
			(目)	(至)			
					1	1	7
計							千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計額(千円)	負担者とその負担割合		負担者とその負担割合		負担者とその負担割合	
		申請者	負担割合	申請者	負担割合	申請者	負担割合
37		81,000	50%	0	0%	0	0%
1,242	621						
合計		81,000	79.5%	0	0%	0	21.5%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 奈良交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 32 年度)			車両の種類		購入予定の状況	
補助プログラム名	申請番号	採択維持路線名称又は区間	車両の長さ(m)	車両の長さ(m)	年月	購入者の状況 (現金、預金、リース)
京阪神	1	和歌木津線 第1号 カヌタグロウ スロープ付き 標準	59	8.9	30 . 10	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の選定通知方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	事業者購入予定額(円)*消費税を除く		車両価格	附属品価格	改造費	合計	車両購入予定額を 計画の必要償却額 に照らした額(円) ニ=1円未満 四捨五入	未と担保額のうち少 ない方の額(円)	普通償却額(円) (定率法) A×B×C×D (定額法) E×F×G×H	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	支払のうえ少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	計画額 (千円)
	車両価格	附属品価格														
1	14,898,300	1,985,000	0	0	16,883,300	16,883,300	16,883,300	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,753,320	6,000,000	12	3,000,000円	3,000.0
計	14,898,300	1,985,000	0	0	16,883,300	16,883,300	16,883,300	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,753,320	6,000,000		6,000 千円	3,000

【車両購入金融費用】
○事業者の選定方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償却期間 (月)	借入利率(%) 年利	しと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
	Aの額以内		B	γ	γ	γ×1/2=B
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
6,000	3,000

申請番号	補助対象経費(円)	償却期間(月)	借入利率(%)		しと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
			年利	実効利率			
1	6,000,000	30	50.0	50.0	50.0	3,000,000	3,000,000
計	6,000,000	30	50.0	50.0	50.0	3,000,000	3,000,000

*残存価値
(円)
A-B=C
9,000,000
0
9,000,000

2年目以降(平成32年度)

補助プログラム名	確保維持費国庫補助金	
	申請番号	申請年度
京阪神	第1号	31
	和東本津線	

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可。

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とちのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)
2	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,051,992	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0
計	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,051,992	3,600,000		3,600	1,800

*残存価格(円)	7-ア=フ
	5,400,000
	0
	0
	5,400,000

【車両購入金総費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

--	--

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%)	工と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					工	子	7	7 x 1/2 = 子
計								千円

【所収経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7-ナ	7-ト
3,600	1,800

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	事業者		市町村		農業者		その他		国庫補助金	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
2	1,800,000	50%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
京阪神										
合計	1,800,000	70.9%							0	20.1%

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業番号 株式会社 株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 33 年度)	申請番号	種別	種別	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年月	購入等の種別
補助ブロック名	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	乗車購入予定額(円) * 消費税を控く		特別償却額(円) (定率法) A × 0.33333333 (定額法) × 0.2	普通償却額(円) (定率法) B × 0.33333333 (定額法) × 0.2	特別償却額(円)	償却総額(円)	償却期間(月)	償却期間 のうちに 少ない 方の額(円)	償却期間 のうちに 少ない 方の額(円)	事業者償却額 (円)	補助対象経費 (円)	計画額 (千円)
	車両価格	附属品価格										
1	0	8	0	0	8	0	0	0	8	0	0	0.00
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等返済法等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償却期間(月)	借入利率(%) 年利	償却期間のうちに 低い方の額(%)	補助対象経費	国庫補助金内定 申請額(千円)
1	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

*残存価格(円)	A~ガマ
	0
	0
	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	市区町村		その他の市		国庫補助金		その他の国の	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

2年目以降(平成33年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金	
			申請番号	初年度
京阪神	1	和歌木津線 第1号	32	
京阪神	2	和歌木津線 第1号	31	

【納入車両減価償却費】
 ○事業主の減価償却方法(定率法)※法外で認められた場合は除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	そのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	国庫補助金内定申請額(千円)
1	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,051,992	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0
2	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,431,195	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0
計	30,000,000	14,400,000	5,760,000	0	5,760,000	6,483,187	5,760,000		5,760	2,880

*残存価格(円)	7-a-b
	5,400,000
	3,240,000
	0
	8,640,000

【車両購入金融費用】

○事業主の返却方法(元利均等元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	元金2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	7の額以内	(自)	1	7		7 × 1/2 = 7
計						

申請番号	金融費用補助対象額(円)	今年度償還回数		借入利率(%)	元金2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
		(自)	(至)				
計							

【所系経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
5,760	2,880

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	事業者		市町村		その他の者	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
京阪神	50%	2,880,000	50%	0	0%	0
計	50%	2,880,000	50%	0	0%	0

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成31年度)		車両の種類		購入等予定		購入等の種別	
補助プログラム名	申請番号	提供維持経路名又は区分	車種(種別)	車両の長さ(m)	年月	(現金・預金・リース)	
京阪神・北近畿	第1号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	ノンステップ スロープ付き	8.9	31.1	現金	
京阪神・北近畿	第2号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	ノンステップ スロープ付き	8.9	31.1	現金	

【購入車両減価償却費】
 ○事業費の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実質購入予定額(円) * 消費税を除く		特別償却額(円)	普通償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	支払のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	* 存在価格(円)
	車両価格	附属品価格									
第1号(31-1)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	17,575,999	17,575,999	15,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
第2号(31-2)	16,771,000	805,000	0	17,576,000	17,575,999	17,575,999	15,000,000	9	4,500,000	2,250	10,500,000
計				35,152,000	35,151,998	35,151,998	30,000,000		9,000	4,500	21,000,000

【車両購入金融費用】
 ○事業費の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	返済期間(月)	借入利率(%)	借入利率(%)	返済期間(月)	計画額(千円)
		2.5%	2.5%		

申請番号	金融費用補助対象額(円)	返済期間(月)	借入利率(%)	返済期間(月)	借入利率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			2.5%		2.5%	円	0.0
			2.5%		2.5%	円	0.0
計						千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
9,000	4,500

【償却率とその償却割合】

補助プログラム名	償却前年		償却率とその償却割合		その他の償却	
	償却率	償却割合	償却率	償却割合	償却率	償却割合
1	2,250,000	50.0%	円	50.0%	円	50.0%
京阪神・北近畿	2,250,000	50.0%	円	50.0%	円	50.0%
合計	4,500,000	50.0%	円	50.0%	円	50.0%

2年目以降(平成31年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費(国庫補助金)	
			申請番号	初年度
京阪神・北近畿	第3号(29-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	29
京阪神・北近畿	第4号(29-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	28
京阪神・北近畿	第5号(29-3)	八田線1	第1号	29
京阪神・北近畿	第6号(30-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第7号(30-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第8号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法外で認められた場合を除き、年度間の変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とのおおむなしい方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価額(円)
	初年度への償却額	前年度(2年目のみ)の償却額	償却率×(償却限度額-償却済分)	償却率×特別償却額	償却率×償却限度額	償却率×(償却限度額-償却済分)	とのおおむなしい方の額	年	9×年÷12(月)×(償却年数)×年	3×1/2×年	5-7=7
第3号(29-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,770,152	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第4号(29-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,770,152	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第5号(29-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	3,211,488	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第6号(30-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第7号(30-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第8号(30-3)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	90,000,000	50,400,000	20,160,000	0	20,160,000	23,515,632	20,160,000		20,160.0	10,080.0	30,240,000

【車両購入金助費用】
事業者の返済方法(元利均等や元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) 子の額以内=3	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(至)				
					1	7	7 x 1/2 = 7	0.0
								0.0
								0.0
計								0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
20,100	10,080

【所要経費(31年度別合計)】

29,160,000円	14,580,000円
-------------	-------------

補助プログラムの申請番号	償還期間		返済割合		その他の償還		事業費自己負担		【その年の償還】 具体例記載
	償還期間	返済割合	償還期間	返済割合	償還期間	返済割合	償還期間	返済割合	
1	1,260,000円	50%							
2	1,260,000円	50%							
3	1,260,000円	50%							
4	2,100,000円	50%							
5	2,100,000円	50%							
6	2,100,000円	50%							
合計	10,080,000円	50%							

(1) 記載要領

- 申請の概要は、補助申請書第1面ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を記載又は添付の上申請すること。
 - 【申請番号】の欄には、補助申請書第2面に記載した運行系統に添付された運行系統番号を記載すること。
 - 【車両の種別】の欄には、ノンステップ型(ノンステップ型)もしくはリフト付き車両(リフト付き車両)を記載すること。
 - 【乗客定員】の欄には、乗客定員(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第59条)。
 - 【車両の長さ】の欄は、小數点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 - 【車両購入金助費用】の補助対象経費の納入期日は、車両購入前年度に課税されること。(補助上限:年2.5%)
 - 【補助申請額】の欄は、車両購入金助費用によるほか、償還期間に係る償還費を計上すること。なお、初年度については、償還費は切り捨てること。
 - リース車両については、リース料(リース料)を適用するが、リース総額の見積書、契約書によるほか、車両価格、附属品価格、改定費をそれぞれ区分したリース料を提出すること。なお、リース車両については、リース料(リース料)を適用するが、リース総額の見積書、契約書によるほか、車両価格、附属品価格、改定費をそれぞれ区分したリース料を提出すること。
 - 【普通償還制度】の欄は、平成24年4月1日以後に取得された償還制度を記載すること。かつ、同日以後の期間内に取得された償還制度を記載すること。平成24年3月31日以前に取得された償還制度を記載すること。なお、改定償還率(改定償還率)は、補助対象期間(償還期間)の比較により異なる場合、改定償還率(改定償還率)を適用する。改定償還率(改定償還率)は、普通償還率(改定償還率)を適用すること。
 - ※1. 平成19年4月1日～平成24年3月31日まで取得した車両: 改定償還率: 0.50%
 - ※2. 平成24年4月1日以後に取得した車両: 改定償還率: 1.00%
 - ※3. 上記11.に記載した償還率を適用する場合は、それ以外の償還率を適用すること。
 - 自費利用者(旅客運送)の場合、普通償還率(改定償還率)は0.50%(定率)もしくは0.167(定率)を適用すること。(耐用年数9年の償還率、保証率、改定償還率とする。)
 - なお、特約の償還率、改定償還率の取扱いについては11.及び12.の項を参照すること。
- (2) 交付書類
- 補助対象期間(補助金交付期間)第5条で定める期間に係る旅客自動車運送事業報告書(補助金交付期間)第2条第2項の「事業報告書(補助金交付期間)第2条第2項の償還率、保証率、改定償還率とする。)
 - 補助対象期間(補助金交付期間)第5条で定める期間に係る旅客自動車運送事業報告書(補助金交付期間)第2条第2項の「事業報告書(補助金交付期間)第2条第2項の償還率、保証率、改定償還率とする。)
 - 申請書(申請書)第11.に記載した償還率を適用する場合は、それ以外の償還率を適用すること。
 - 低価格車両のノンステップ型で、申請書(申請書)第11.に記載した償還率を適用する場合は、それ以外の償還率を適用すること。
 - 低価格車両のノンステップ型で、申請書(申請書)第11.に記載した償還率を適用する場合は、それ以外の償還率を適用すること。
 - 自動車の主要部分の写真
 - 車両購入後の場合(車両数、平均車台)

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 | 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 32 年度)	補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	路線維持費申請番号	車両の種類	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法・定額法)

申請番号	実業購入予定額(円) * 消費税を除く		事業者が定率法・定額法から定率減価償却した額(円)	減価償却限度額(円) (定率法)へ×0.4÷12 (定額法)へ×0.2÷12	特別償却額(円)	事業年償却額(円)	償却限度額(円)	事業年償却額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7×7÷12(月)÷12	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	改造費										
イ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計												

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等・元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(% 年利)	借入利率(%) 元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費 7×1/2=3.5	計画額(千円)
計						

【負担者ごとの負担割合】

申請番号	事業者負担割合		市区町村		負担者ごとの負担割合		【その他の事業】の 負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
カ+7	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

2年目以降(平成 32 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	後援維持費(千円)	
			申請年度	翌年度
京阪神・北近畿	第1号(29-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	29
京阪神・北近畿	第2号(29-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	29
京阪神・北近畿	第3号(29-3)	八田線1	第1号	29
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	30
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	31
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	31

【購入車両減価償却費】

○事業年度の運賃種別方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通運賃限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	子どものうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総費 $ク \times Y \times 12(月) \div Y$ (繰上償却率) $カ \times Y$	計画額(千円)
第1号(29-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0
第2号(29-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0
第3号(29-3)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,408,616	1,890,000	12	1,890,000	945.0
第4号(30-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0
第5号(30-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0
第6号(30-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0
第7号(31-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0
第8号(31-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0
計	120,000,000	51,240,000	21,630,000	0	21,630,000	25,264,708	21,630,000		21,630	10,815

*残存価格 (円)	ク-Y=7
1,890,000	
1,890,000	
1,890,000	
3,780,000	
3,780,000	
3,780,000	
6,300,000	
6,300,000	
29,610,000	

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 | 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 33 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入予定年	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両価値割賦費】

○事業者の割賦償却方法(定率法の定額法)

申請番号	実業購入予定額(円)*消費税を除く		実業購入予定額合計 計帳から繰上償却を 控除した額(円)	特別償却額 (円)	普通償却額 (円) (普通償却率×6040円 (普通償却率×6040円))	償却限度額のうち 少ない方の額(円)	償却限度額のうち 少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×(7+1)2(月)×6	計画額 (千円)
	車両価格	附属品価格								
	イ	ロ	イ+ロ+ハ+ニ ニ=1円=ホ	子	ト+チ=ス	ハ	ラ	リ	0円	0
計			0	0	0	0	0	0	0千円	0

*残存価格 (円)
ヘ+カ+ク
0
0
0

【車両購入金額等】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融機関補助 対象額(円)	借入利率(% 年利)	償還期間 (月)	補助対象経費 計額(千円)	計画額(千円)
	ヘの額以内	レ	リ	0円	0.0
計				0円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	30千
0	0

【負担者との負担割合】

申請番号	補助ブロック名	普通償還		特別償還		7の額の償		7の額の償の 負担割合	
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
	京阪神・北近畿	0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%	0円
合計		0%	0円	0%	0円	0%	0円	0%	0円

2年目以降(平成 33 年度)		計画額(千円)	
補助ブロック名	申請番号	種別補助名称又は区分	種別補助年度
京阪神・北近畿	第1号(29-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号
京阪神・北近畿	第2号(29-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号
京阪神・北近畿	第3号(29-3)	八田線1	第1号
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号

【購入車両減価償却費】
 ○事業年度の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年額間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度額(円)	残存額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	七割のうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
第1号(29-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第2号(29-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第3号(29-3)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	1,890,000	2,408,616	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第4号(30-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第5号(30-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第6号(30-3)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第7号(31-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第8号(31-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
計	120,000,000	29,810,000	16,380,000	0	16,380,000	19,113,108	16,380,000		16,380	8,180	13,230,000

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 31 年度)	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線補助金申請番号	車両の種類・	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	ノンステップスロープ付き標準仕様	75	10.4	31 . 4	現金
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	ノンステップスロープ付き標準仕様	75	10.4	31 . 4	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実質購入予定額(円)*消費税を除く		車両購入予定額を控除した額(円)	車両購入予定額を控除した額(円)	普通償却限度額(定率法) A×(0.56×0.9) (定額法)A×0.2	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	車面価格	改造費									
第1号(31-1)	21,755,000	0	23,300,720	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	2,330,072	7	1,165,036	582.5
第2号(31-2)	21,755,000	0	23,300,720	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	2,330,072	6	1,165,036	582.5
計	43,510,000	0	46,601,440	30,000,000	6,000,000	0	6,000,000	4,660,144		2,330千円	1,165

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等の元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	返済のうち低い方の率(%)	補助対象経費(円)	計画額(千円)
計	Aの額以内				円	円
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+フ	ヨ+ネ
2,330	1,165

【負担者とその負担割合】

補助種別	市町村	負担者とその負担割合		その他の負担者
		負担額	負担割合	
都道府県	市町村	負担額	負担割合	%
		24,837円	24.837%	
事業者	市町村	負担額	負担割合	%
		24,837円	24.837%	
合計		49,674円	49.674%	

2年目以降(平成31年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請	
		確保維持路線名称又は区間	番号
北近畿	第4号(26-4)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第1号(27-1)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第2号(27-2)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第3号(27-3)	園福線	第1号・第2号
北近畿	第4号(27-4)	園福線	第1号・第2号
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第2号(28-2)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) $9 \times (0.5 \times 0.4) = 1.8$ (定額法) $9 \times 0.2 = 1.8$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とのおち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総量 $9 \times 12(月) = 108$ (最終年度) $9 \times 12 = 108$	計画額(千円)	*残存価格(円)
第4号(26-4)	15,000,000	7,714,977	3,000,000	0	3,000,000	1,581,435	1,581,435	5	658,931	329.4	7,056,046
第1号(27-1)	15,000,000	7,480,399	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345	958.6	5,573,054
第2号(27-2)	15,000,000	7,480,399	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345	958.6	5,573,054
第3号(27-3)	15,000,000	7,480,399	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	12	1,917,345	958.6	5,573,054
第4号(27-4)	15,000,000	9,184,340	3,000,000	0	3,000,000	1,622,975	1,622,975	12	1,622,975	811.4	7,561,365
第1号(28-1)	15,000,000	8,681,185	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	6,451,015
第2号(28-2)	15,000,000	8,681,185	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	6,451,015
第1号(29-1)	15,000,000	11,567,777	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	9,695,655
第2号(29-2)	15,000,000	11,567,777	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	9,695,655
第1号(30-1)	15,000,000	14,047,804	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	11,762,532
第2号(30-2)	15,000,000	14,361,076	3,000,000	0	3,000,000	1,916,772	1,916,772	12	1,916,772	958.3	12,444,304
計	165,000,000	108,277,318	33,000,000	0	33,000,000	21,363,073	21,363,073		20,440	10,219	87,836,749

【車両購入金融費用】
 ○事業費の算入方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
		(自)	(至)				
計						7	7 × 1/2 = 7 千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ-7	10,219

【負担者とその負担割合】

種別	種別	負担者		負担割合		「その他の者」の 負担割合	「その他の者」の 負担割合
		負担額	負担割合	負担額	負担割合		
市町村	負担額	48,800	96%	48,800	96%		
	負担割合						
事業者自己負担	負担額	0	0%	0	0%		
	負担割合						
合計							
負担額		48,800	96%	48,800	96%		
負担割合							

2年目以降(平成32年度)

補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費(国庫補助金申請)	
			当年度	初年度
北近畿	第1号(27-1)	園福線	第1号・第2号	H27
北近畿	第2号(27-2)	園福線	第1号・第2号	H27
北近畿	第3号(27-3)	園福線	第1号・第2号	H27
北近畿	第4号(27-4)	園福線	第1号・第2号	H27
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線	第3号	H28
京阪神	第2号(28-2)	高雄・京北線	第3号	H28
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線	第3号	H29
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線	第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法或は定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)分の額=ア 初年度への額=イ	普通償却限度額 (定率法) ア × (0.5 × 0.4) = ア (定額法) × 0.2 = ア	特別償却額(円)	償却限度額(円) △ + イ = ノ	事業者償却額(円)	とイのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 イ × 1 ÷ 12(月) = イ (最終年度) = イ	計画額(千円) イ × 1/2 = ケ	*残存価額(円) イ - ケ = コ
第1号(27-1)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	79.8	5,413,276
第2号(27-2)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	79.8	5,413,276
第3号(27-3)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	79.8	5,413,276
第4号(27-4)	15,000,000	7,561,365	3,000,000	0	3,000,000	1,622,975	1,622,975	4	540,891	270.4	7,020,374
第1号(28-1)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	4,220,845
第2号(28-2)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	4,220,845
第1号(29-1)	15,000,000	9,695,655	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	7,823,533
第2号(29-2)	15,000,000	9,695,655	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	7,823,533
第1号(30-1)	15,000,000	11,762,532	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	9,477,260
第2号(30-2)	15,000,000	12,444,304	3,000,000	0	3,000,000	1,916,772	1,916,772	12	1,916,772	956.3	10,527,532
第1号(31-1)	15,000,000	13,834,964	3,000,000	0	3,000,000	2,330,072	2,330,072	12	2,330,072	1,165.0	11,504,892
第2号(31-2)	15,000,000	13,834,964	3,000,000	0	3,000,000	2,330,072	2,330,072	12	2,330,072	1,165.0	11,504,892
計	180,000,000	108,450,631	36,000,000	0	36,000,000	24,441,782	24,441,782		-18,087	9,042	90,363,534

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数 (自) (至)	借入利率(% 年利)	工と2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2=4
計						千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	9,042
18,087	

【貸付者とその負担割合】

貸付者 種別 名称	新潟県		市町村		農担者とその負担割合		その他の者		事業者自己負担		その他の者の 負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
3238	73,000	42.84%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	73,000	42.84%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	158,000	47.88%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	317,000	24.59%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	429,000	24.82%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	460,000	24.89%	円	481,000	24.89%	円	円	円	円	円	円	円
	460,000	24.89%	円	481,000	24.89%	円	円	円	円	円	円	円
	513,000	24.89%	円	513,000	24.89%	円	円	円	円	円	円	円
	513,000	24.89%	円	513,000	24.89%	円	円	円	円	円	円	円
	542,000	24.89%	円	542,000	24.87%	円	円	円	円	円	円	円
	542,000	24.89%	円	542,000	24.87%	円	円	円	円	円	円	円
合計	2,811,250	18.84%	円	1,843,500	18.84%	円	円	円	円	円	円	円

2年目以降(平成33年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持待路線名称又は区間		確保維持待路線番号	
		当年度	初年度	当年度	初年度
京阪神	第1号(28-1)	高雄・京北線		第3号	H28
京阪神	第2号(28-2)	高雄・京北線		第3号	H28
京阪神	第1号(29-1)	高雄・京北線		第3号	H29
京阪神	第2号(29-2)	高雄・京北線		第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高雄・京北線		第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高雄・京北線		第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高雄・京北線		第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高雄・京北線		第3号	H31

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への償却額	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)への償却額	普通償却限度額 (定率法) 5×(50000)×0.2=50000 (定額法)×0.2=50000	特別償却額(円)	償却限度額(円) △+□=○	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)÷マ (最終年度)ケ=マ	計画額(千円) マ×1/2=キ	*残存価格(円) ラ=マ×マ
第1号(28-1)	15,000,000	4,220,845	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	1,990,675
第2号(28-2)	15,000,000	4,220,845	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	1,990,675
第1号(29-1)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	5,951,411
第2号(29-2)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	5,951,411
第1号(30-1)	15,000,000	9,477,260	3,000,000	0	3,000,000	2,285,272	2,285,272	12	2,285,272	1,142.6	7,191,988
第2号(30-2)	15,000,000	10,527,532	3,000,000	0	3,000,000	1,916,772	1,916,772	12	1,916,772	958.3	8,610,760
第1号(31-1)	15,000,000	11,504,892	3,000,000	0	3,000,000	2,330,072	2,330,072	12	2,330,072	1,165.0	9,174,820
第2号(31-2)	15,000,000	11,504,892	3,000,000	0	3,000,000	2,330,072	2,330,072	12	2,330,072	1,165.0	9,174,820
計	120,000,000	67,103,332	24,000,000	0	24,000,000	17,066,772	17,066,772		17,066	千円	50,036,580

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) その額以内=コ	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	以上2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
		(自)	(至)				
計				1	7	7	7 × 1/2 = 4

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナブ	ケナサ
17,066	8,532

【負担者とその負担割合】

補助 種別	都道府県		市区町村		農担者とその負担割合		その他の者		事業者自己負担		その他の者の 負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
プロセッサ	10,000	58%	24,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
メモリ	10,000	58%	24,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ハードディスク	10,000	58%	24,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
ネットワーク	10,000	58%	24,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
プリンタ	10,000	58%	24,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
周辺機器	10,000	58%	24,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	50,000	58%	120,000	58%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

表7. 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 31 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	特殊維持費国庫補助金申請番号	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別
北近畿	第1号(31-1)	梅知山線(市民病院前~線路改修)	北近畿第3号	ノンステップスロープ付き標準仕様	57	8.0m	30 10 1	現金

【購入車両減価償却費】

○事業直の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		特別償却額(円)	償却限度額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	事業者償却額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
	車両価格	改造費									
第1号(31-1)	15,950,000	0	18,000,000	0	15,000,000	17,995,999	7,199,999	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計											

【車両購入金融専用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融専用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
	△の額以内		△	△	△×1/2=△
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カナ?	三十ナ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

申請プログラム名	市町村		事業者自己負担		その他の者		その他の者の負担割合
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	3,000,000	50%		%		%	%
合計		%		%		%	%

2年且以降(平成 31 年度)

補助プロジェクト名	確保維持費国庫補助金申請
申請番号	確保維持路線名称又は区間 当該年度 初年度
第1号(27-1)	高浜線(東舞鶴駅前～高浜駅前)
北近畿	北近畿第1号
	27

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法の定率法を除き、年度間での変更不可)

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度の残存額 初年度の残存額	普通償却限度額 (円) (定率法) $15,000,000 \times 0.4 = 6,000,000$ (定額法) $15,000,000 \times 0.2 = 3,000,000$	特別償却額(円)	事業者償却額 (円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ÷12(月)×7 (最終年度)×7=マ	計画額(千円)	*残存価格 (円) ラ=マ×7
第1号(27-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000	0	1,769,895	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
計			1,710,000	0		0		1,710	855	0

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円)
			(自)	(至)				
計					E	7	7	7 × 1/2 = 3.5

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+7
1,710	855

【負担表とその負担割合】

補助プロジェクト名	申請番号		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の事」の具体的な概要	
	申請番号	補助額	申請割合	負担額	申請割合	負担額	申請割合	負担額
北近畿	1	414,000	48.5 %	円	%	440,000	51.5 %	円
合計		414,000	円	%	440,000	円	1,000	円

4258 11/06

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 32 年度)	申請番号	申請書名	保証維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (新造、新造リース)

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)※消費税を除く		特別償却額(円)	償却限度額(円)	普通償却限度額(円) (定率法) A×(0.5or0.4)÷ A×(定額法) A×(定額法)÷5.02÷ A	実費購入予定費合計額から償却額を控除した額(円)	償却額のうち特別償却額(円)	償却限度額のうち特別償却額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	計画額(千円) カ×1/2÷3
	車両価格	改造費										
イ	ロ	ハ	ニ-1円=ホ	ヘ	ト+子=ス	子	ル	ヲ×ウ÷12(月)=カ		円	千円	
計												

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費(円)	計画額(千円)
	△の額以内		シ	リ	ワ×1/2÷ホ
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+7	ヨ+ホ

【負担者とその負担割合】

補助プログラム番号	事業者自己負担		市町村		その他		【その他の者の負担割合】
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(平成 32 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請 番号	確保維持路線名称又は区間	当年度 番号	初年度 番号
北近畿	第1号(31-1)	補知山線1(市民病院前~線原駅前)	北近畿第3号	31	

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度72年目のみ 分の額=マ	普通償却限度額 (円) (定率法) マ×0.3333(4)×ム (定額法)マ×0.25=ム	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ととのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円)
第1号(31-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,320,000	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0
計			3,600,000	0	3,600,000		0		0 円	0.0
			3,600,000		3,600,000				3,600 千円	1,800

*残存価格 (円)	ラ=マ=マ
	5,400,000
	0
	5,400,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	と2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内=コ				エ	7	7	7×1/2=サ
計								千円

【所収経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
3,600	1,800

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	普通積算		市区町村		負担者その他の者		事業者自己負担		【その他の者の負担 的経費】
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1,800,000 円	50 %							
合計	1,800,000 円	%			0 円	%	0 円	%	

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 33 年度)	申請番号	申請種別	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類				
		確保維持路線申請番号					

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法の定額法)

定率法

申請番号	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	実費購入予定額(円)*消費税率を除く		実費購入予定額合計 イ+ロ+ハ+ニ ニ=1円=ホ	実費購入予定額合計 から償却価格 を控除した額(円)	普通償却限度額 (円) (ホ×0.8)A=ト A×(0.8×0.4)=ナ (定率法)ホ×0.2=ト	特別償却額(円) 子	償却限度額(円) ト+ナ=エ	事業者償却額 (円) ル	えとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) リ	補助対象経費 ヲ×リ=12(月)=カ	計画額 (千円) カ×1/2=コ
				合計	合計										
計															千円

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元金均等返済等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内	借入利率(%) 年利 レ	償還期間 (月)	補助対象経費 計画面額(千円) ヲ×1/2=ネ
計				千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+リ	コ+ネ

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	負担者		負担割合		その他の者	負担割合		「その他の者」の具体的な概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合		負担額	負担割合	
	円	%	円	%		円	%	
	円	%	円	%		円	%	
合計	円	%	円	%		円	%	

2年度以降(平成 33 年度)

補助プログラム名	確保維持費国庫補助金申請
申請番号	確保維持費路線名称又は区間 番号 当該年度 初年度
北近畿	第1号(31-1) 福知山線(市民病院南~線路取柄) 北近畿第3号 31

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円) 前年度7(2)年目のみ 初年度への繰上 分の額=ア	普通償却限度額 (円) (定率法) 5% (2022年) (定額法)ア×0.2=エ	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	とオのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 ク×キ+12(月)×マ (最終年度)カ=マ	計画額(千円)
第1号(31-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,592,000	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0
計			2,160,000	0	2,160,000	0	0		0 円	0.0
			2,160,000		2,160,000				2,160 千円	1,080

* 残存価額 (円)	ア×キ+12(月)×マ
	3,240,000
	0
	3,240,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) アの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	償還期間(月)	計画額(千円)
			(白)	(至)			
					エ		
計							

【所要総費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
2,160	1,080

【負担者とその負担割合】

補助プログラム名	申請番号	市区町村		事業者自己負担		「その他の者」の負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	1	1,080,000 円	50 %				
合計		1,080,000 円	%	0 円	%	0 円	%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成 31 年度)		確保維持特異国庫補助金申請書		車両の種類		乗車定員(人) 車両の長さ(m)		購入等予定年月		購入等の種別 (現金、割賦、リース)		
補助ブロック名	申請番号	確保維持特異国庫補助金名称又は区間	申請番号	車両の種類	ノンステップ	スロープ付	標準	83	10.1	30	10	現金
北近畿	第1号(31-1)	久美浜線	第10号	ノンステップ	スロープ付	標準	標準	83	10.1	30	10	現金
北近畿	第2号(31-2)	蒲入線	第2号	ノンステップ	スロープ付	標準	標準	83	10.1	30	10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額 から繰上償却額を控除した 額(円)	未と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A×(0.500.4)÷ (定率法)×0.2=ト	特別償却額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	計画額 (千円)	* 残存価格 (円) A-カ=タ
	車両価格	改造費										
第1号(31-1)	19,650,000	1,861,248	21,511,248	15,000,000	6,000,000	-	8,604,499	6,000,000	7	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
第2号(31-2)	19,650,000	1,861,248	21,511,248	15,000,000	6,000,000	-	8,604,499	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	39,300,000	3,722,496	43,022,496	30,000,000	12,000,000	-	17,208,998	12,000,000		12,000,000 千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 の2.5%のうち低い 方の率(%)	計画額(千円)
	Aの額以内		レ	リ	ツ×1/2=ネ
計					千円

【所要経費】

補助ブロック名	計画額(千円)
カ+ツ	3,000
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	補助者		負担者とその負担割合	
	新道村	その他の者	負担割合	負担割合
申請番号	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1	3,000,000 円	50 %	円	%
2	3,000,000 円	50 %	円	%
合計	6,000,000 円	50 %	円	%

2年目以降(平成31年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
北近畿	第3号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第4号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第5号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第6号(29-2)	蒲人線	第2号	29
北近畿	第7号(28-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第8号(28-2)	経ヶ岬線	第3号	28
北近畿	第9号(27-1)	病院線	第9号	27
北近畿	第10号(27-2)	間人線	第6号	27
北近畿	第11号(27-3)	間人循環線	第8号	27

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額× 5 (定率法)	普通償却限度額 額 (定率法) 5 × (0.5 × 0.4) = 4 (定額法) × 0.2 = 4	特別償却額(円)	償却限度額(円) 4 + 7 = 11	事業者償却額(円)	ノボのうちの少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7 × 4 = 28(月) = 7 (定率法) × 7 = 7	計画額(千円) 7 × 1/2 = 7	*残存価格(円) 7 - 7 = 7
第3号(30-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,435,175	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第4号(30-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,435,175	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第5号(29-1)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,172,141	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第6号(29-2)	15,000,000	6,900,000	2,760,000		2,760,000	3,172,141	2,760,000	12	2,760,000	1,380.0	4,140,000
第7号(28-1)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000	855.0	1,710,000
第8号(28-2)	15,000,000	3,420,000	1,710,000		1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000	855.0	1,710,000
第9号(27-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,860,127	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
第10号(27-2)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,860,127	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
第11号(27-3)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,710,001	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
計	135,000,000	43,770,000	21,270,000		21,270,000	24,481,193	21,270,000		21,270	10,635	22,500,000

【車両購入金融費用】
 ○事業途の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ × Ⅳ / 2 = Ⅴ	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+ナ	ケ+サ
21,270	10,635

【負担者とその負担割合】

補助 ローン シマ	申請 番号	負担者とその負担割合											
		新道所業		市区町村		負担者その他の者		事業者自己負担		その他の者」の 実体的負担			
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
3		1,800,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
4		1,800,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
5		1,380,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
6		1,380,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
7		855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
8		855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
9		855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
10		855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
11		855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		
合計		10,635,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%		

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成32年度)		車両の種類別		購入等予定		購入等の種別	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	年月	(現金、割賦、リース)
北近畿	第1号(32-1)	間人循環線	ノンステップ スロープ付	56	8.9	31.10	現金
北近畿	第2号(32-2)	伊根線	ノンステップ スロープ付	56	8.9	31.10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く		実費購入予定費合計額 から繰上償却額を控除した 額(円)	未と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度 額 (定率法) A×(0.56or0.4)× A×(定額法)×A×0.2=A	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 3×7+12(月)=4	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	改造費											
第1号(32-1)	16,800,000	1,861,248	18,661,248	15,000,000	6,000,000		6,000,000	7,464,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
第2号(32-2)	16,800,000	1,861,248	18,661,248	15,000,000	6,000,000		6,000,000	7,464,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計	33,600,000	3,722,496	37,322,496	30,000,000	12,000,000		12,000,000	14,928,998	12,000,000		12,000,000	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	借入利率(% 年利)	償還期間 (月)	補助対象経費	計画額(千円)
	への額以内	レと2.5%のうち低い 方の率(%)		円	7×1/2=4
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	30千
12,000	6,000

【負担者との負担割合】

申請 ブロック 番号	北海道		市区町村		その他の者	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
1	50%	円	%	円	%	円
2	50%	円	%	円	%	円
合計	50%	円	%	円	%	円

2年目以降(平成 32 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
北近畿	第3号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第4号(31-2)	蒲入線	第2号	31
北近畿	第5号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第6号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第7号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第8号(29-2)	蒲入線	第2号	29
北近畿	第9号(28-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第10号(28-2)	経ヶ岬線	第3号	28

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノコりのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額÷ナ	前年度7(2年目のみ)の額÷ウ	(定率法) ラ×(0.15÷0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	ウ	ム+ウ=ノ	オ	ケ	ヤ	ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	マ×1/2=カ	ラ-マ=ブ
第3号(31-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,162,899	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
第4号(31-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,162,899	3,600,000	12	3,600,000 円	1,800.0	5,400,000
第5号(30-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,861,105	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
第6号(30-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,861,105	2,160,000	12	2,160,000 円	1,080.0	3,240,000
第7号(29-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,903,285	1,656,000	12	1,656,000 円	828.0	2,484,000
第8号(29-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,903,285	1,656,000	12	1,656,000 円	828.0	2,484,000
第9号(28-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	0
第10号(28-2)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000 円	855.0	0
計	120,000,000	40,500,000	18,252,000		18,252,000	23,290,484	18,252,000		18,252 千円	9,126	22,248,000

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	工と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					工		7	7×1/2=サ
計								千円

【負担者とその負担割合】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
18,262	9,126

補助 種別 申請 番号	負担者とその負担割合									
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者1の 具体的概要	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
3	1,800,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
4	1,800,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
5	1,080,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
6	1,080,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
7	828,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
8	828,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
9	855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
10	855,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%
合計	9,126,000	50%	円	%	円	%	円	%	円	%

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(平成33年度)		車両の種類		乗車定員(人)		車両の長さ(m)		購入等予定年月		購入者の種別 (現金、割賦、リース)	
補助プロジェクト名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持路線種別	車両の種類	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入者の種別	申請番号	申請内容	購入者の種別
北近畿	第1号(33-1)	海岸線	ノンステップ	スロープ付	56	8.9	32	10	第7号	標準	現金
北近畿	第2号(33-2)	蒲入線	ノンステップ	スロープ付	56	8.9	32	10	第2号	標準	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定額(円)*消費税を除く		実費購入予定額合計額 から補助額を控除した 額(円)	普通償却限度 (定率法) A×(0.56÷0.4)= (定額法)A×0.2=ト	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	スミのうちの少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費	計画額 (千円)	*残存価格 (円)
	車両価格	改造費										
第1号(33-1)	イ	ロ	ニ-1円=ホ	ハ	ヘ	ト	ニ	ホ	セ	ソ	タ	ハ-カ=チ
	16,800,000	1,861,248	18,661,248	18,661,247	15,000,000	6,000,000	7,464,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
第2号(33-2)	16,800,000	1,861,248	18,661,248	18,661,247	15,000,000	6,000,000	7,464,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計	33,600,000	3,722,496	37,322,496	37,322,494	30,000,000	12,000,000	14,928,998	12,000,000		12,000,000	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 の率(%)	計画額(千円)
	への額以内		レ	リ	ツ×1/2=ネ
計					千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ホ
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

申請 番号	新設路線		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」 負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
1	3,000,000	50%						
2	3,000,000	50%						
合計	6,000,000	50%						

2年目以降(平成33年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	第3号(32-1)	間人循環線	第8号	32
北近畿	第4号(32-2)	伊根線	第1号	32
北近畿	第5号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第6号(31-2)	蒲入線	第2号	31
北近畿	第7号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第8号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第9号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第10号(29-2)	蒲入線	第2号	29

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (定率法) $ラ \times (0.5 \times 0.4) = \Delta$ (定額法) $ラ \times 0.2 = \Delta$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12(月) = \text{円}$ (最終年度) $ク = \text{円}$	計画額(千円) $マ \times 1/2 = \text{円}$	*残存価格(円) ラーマ=円
第3号(32-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,478,699	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第4号(32-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,478,699	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第5号(31-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,097,620	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第6号(31-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	3,097,620	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第7号(30-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,995,829	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第8号(30-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,995,829	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第9号(29-1)	15,000,000	2,484,000	2,484,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
第10号(29-2)	15,000,000	2,484,000	2,484,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
計	120,000,000	40,248,000	19,728,000		17,244,000	21,999,224	17,244,000		17,244	8,622	23,004,000

【車両購入金融費用】
 事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) 千の額以内⇒コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(% 年利)	1と2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円) 7×1/2=4
			(目)	(至)				
					工		7	
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ
17,244	8,622

【負担者とその負担割合】

補助 プロジェクト 名	負担者とその負担割合										その他の者の 具体的所要			
	都道府県		市区町村		農担者とその負担割合		事業者自己負担		その他の者の					
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額				
3	1,800,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
4	1,800,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
5	1,080,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
6	1,080,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
7	810,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
8	810,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
9	621,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
10	621,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	
合計	8,622,000	円	50	%	円	50	%	円	50	%	円	50	%	

